

590

223

無産者モラトリウム論
布施辰治著



* 0038980000 *

0038980-000

590-223

無産者モラトリウム論

布施辰治・著

共生閣

昭和4

AGH

無産者モラトリウム論

布施辰治著

—客 内 要 主—

借金・掛買取立に對する無産者の一般戦畧……
小商人和議法利用の無産者の特殊戦畧……
青田・青稻の仮差押へに對する小作人の戦術……
不景氣による生活難突破の無産者の戦術……
休銀整理の内容と預金者の覺悟……
減俸の不景氣と家賃モラトリウムの提唱……

共 生 閣 版

412

目次

- 一、はしがき……………(一)
- 二、借金、掛買代金の取立に對する無産者モラトリウムの一般戰略……………(三)
- 三、小商人和議法利用の無産者モラトリウムの特殊戰略……………(四)
- 四、不景氣は如何にして回復せられ得るか……………(五)
- 五、大百貨店の地方進出と小商人の進むべき道……………(五)
- 六、凶作の豊年祭と農村對策……………(六)
- 七、一年勞苦の結晶を奪ふ青田の差押に直面して……………(六)
- 八、個人主義經濟に立脚する國家豫算の苛斂誅求……………(七)
- 九、豫算の編成と公債政策のからくり……………(七)
- 一〇、不景氣に依る生活難突破の無産者モラトリウム提議……………(八)
- 一一、休銀整理内容の曝露と預金者の自覺……………(九)
- 一二、減俸の不景氣と家賃モラトリウムの提唱……………(一六)
- 一三、不景氣と緊縮政策……………(三三)

690-223

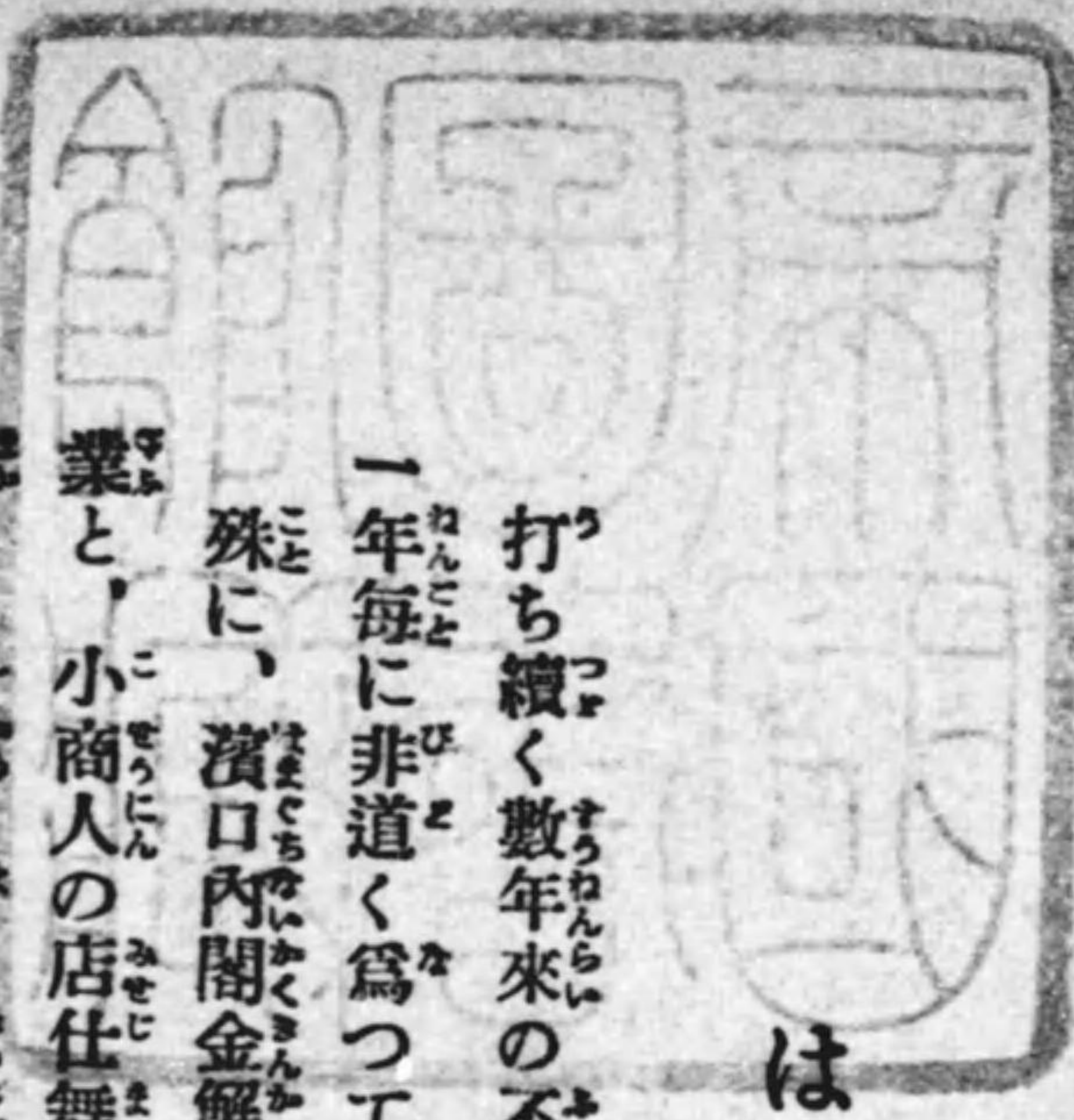
無産者モラトリウム論

布施辰治著

はしがき

打ち續く數年來の不景氣に、今年こそは、今年こそは、と思つた甲斐もない、殺人的不景氣が一年毎に非道く爲つて來ます。

殊に、濱口内閣金解禁斷行の緊縮政策に、オビヤカされた、昨今の不景氣は、都會勞働者の失業と、小商人の店仕舞ひを續出して、夜逃げしたくとも、其の旅費が無いので、立往生するより外に、仕様の無い窮狀に陥つてゐます。又、農村では、ガタ落ちの米價安に、税金も拂へず、小供の月謝にも、差支へると云ふ、金錢の窮乏化に、無い袖のふれない絶對絶命に泣かせられてゐます。だが、斯ふした不景氣のどん底に喘ぐ、勞働者農民無産大衆の生活難は、決して濱口内閣の金



解禁断行に伴ふ、緊縮政策の宣傳に初つた事ではありません。それこそは、資本主義最高潮の金融資本支配確立を策動する、銀行休業、貯蓄會社、無盡講等々の破綻に絡まる、資本主義没落の断末魔に足掻く嵐なのです。だから、我國の都會と農村とを通じた、労働者農民無産大衆の相談相手として、及はず乍らの努力を期して居る私の所へ、最近毎年々々の歳末に際して

△殺人的不景氣をどうして突破するか？

△直面に迫る年の瀬をどうして乗り起すか？

と云ふ相談を掛けられますので、其の時々、其の時々々の實際問題を取入れた回答を、一と纏めてにして發表したら、労働者農民無産大衆の参考になるだらう、といふことを要求せられるので、ここに、其の問題と、それに關聯した時評とを併せた、無産者モラトリウム論一篇を發表して、苦しい借金、八ヶ間しい家賃、米代、肥料代等々の督促を合理的に××「無いより強いもの、無い」無産者威力の強調を期します。

借金掛買代金の取立てに對する 無産者モラトリウムの一般戰略

(質問)

今年もいよいよ暮れる年の瀬をどうして越したらいいか——不景氣續きに悩む借金の山に、酒屋米屋の掛買ひに、督促取立ての急が思ひやられます。尤も、どんなに嚴重な督促取立てを責めつけられやうと、無いものは矢張り無いといふより外はないのですが、それを所謂「合法的」に抗辯して債權者を追つ拂ふ方法はないでせうか。幸ひにも左様した方法があるとしたら、不景氣に悩む無産大衆が大いに力付けられることとせう。だから、ぜひ之を一般的に説明していただきと思ひます。(山形 小林健蔵)

無産者モラトリユームの眞意義を一言で云へば、「無いより強いものはない」無産者の絶対無力を發揮した有力の戦術です。

誰やらの古い狂句にも「金持ちに泥棒よけの鐵の棒、おれには金の貧ぼうがある」といふのがあつたと思ひますが、實際、どんなに用心堅固な泥棒除けをした邸宅にも、敏捷な泥棒は、マンマと忍び込んで思ひ切つた仕事をしますし、又、只に物を盗むばかりでなく人の目を盗むにも巧みな泥棒は、柔道何段、剣道何段の請願巡査を置いた大富豪の金庫荒しさへもやります。

だが、どんなに大膽な、又、どんなに敏捷な泥棒でも、取る物のない貧乏の家には戸締りをしないで置いても這入りはしません。イヤ、偶々貧乏人の家に這入り込んだ泥棒が、その貧乏の惨めさを見兼ねて、何かを置いて行つたといふ「オハナシ」では無い事實もある位なのです。昔も今も變らない無産者の強味は矢張り其の何も無いといふ所にあるのです。最も、借金が返せないために牢へぶち込まれたり、奴隷にせられたり、首を斬られたりした野蠻時代——即ち

公然と人格よりも金格が重んぜられた時代には「無いより強いものは無い」などとも云ふては居られません。だが、しかし、タトヒ表面だけでも、金格よりは人格が重いことに爲つて居る現代に於ては、太政官達の「人身を賣買致し、又は年期限り其主人の存意に任せ虐使致候」は人倫に背き有るまじき事につき古來制裁の所、從來年期限奉公等種々の名目を以て奉公住み爲致其の賣買同様の所業に至り以ての外の事に付爾今嚴禁候事」に依りて如何に澤山の金を積んでも人身の自由を縛る事は許されません。又、百萬圓の罰金刑より十日間の拘留刑の方が人身の自由を束縛する點に於て重いといふ事に規定せられて居る現代に於ては、法律正文通りの解釋からいふても「現代資本主義下の無産者は「無い程強いものはないといふ絶対無力の有力」を以て、如何なる金力××を笠にかぶる債権者の督促取立てをも一蹴し得る筈なのです。そして、石から綿は取れないといふ絶対搾取不能の極度まで×りつくされた現代資本主義下の無産者は、マルクスの所謂自分を縛る資本主義の鐵鎗以外に失ふべき何物をも持たないのですから、取れるなら取つて見ろといふ態度を以て當つたならば、如何なる因業食婪の債権者をも追拂はれない筈がありません。

とはいふても、今日の資本主義的××能力は、あまりにも巧妙に××に又××に、××××の

六
Xを振ふ強制執行によつて、無産者の肉體にまでX X X Xとしてゐます。だから、すべての無産者が不景氣に苦しむ貧乏世帯をどうやりくりして行かうかといふ借金督促難に悩まざるを得ないので。彼等債権鬼の非道さ、X X X Xは、無い袖が振れなければ其の腕をでも撈いで行かうといふ資本主義的X X X Xを片手に、油を搾り骨を削つても取り得るものを取らずにおかないといふ執行競賣の修羅場が演ぜられるのです。そして、それが一年の精算期だと云ふ年の瀬に一層の深刻さを極むるのです。

だが、今日まで、私が左様した無産者の相談にあづかつた體験の跡を顧ると、さうした修羅場を彼等債権鬼の恣に演ぜしむるのは、多くの場合無産者が弱いからです。有るべきものゝないといふ事に就て、自らを弱いものにして、所謂無いより強いものはないといふ絶對有力を發揮しないからです。又、無産者は、自らの無い事を恥とするが如き封建的な觀念に囚はれても居るからです。——極めて徹底した社會觀からいへば、無いのも有るのもそれはすべて相對的の問題で、無いものが初めから無いのでもなければ、又有るものが初めから有るのでもありません。有るものも無いものも、生れるときは同じ裸の無一物と云へば、無一物の無いもの同志であり、共に此の世の生を芽ぐまれた生活權の享有者だといへば、人間社會の仲間同志なのです。だ

から、初めの人間社會は生きるに必要なものを萬人が共產共有して居ると云ふ事です。にも拘らず、貪婪X X X Xな一部少數者が勝手に其の大部分をX X X X取り、そして其の後の永い年月彼等有る者が益々無い者のX X X XをX X X Xを退うし來つた結果が、現代資本主義社會を現出して、大部分の多數者が生きるに必要なものをすらX X X Xられた無産者としての苦しみに悩まなければならぬ事になつて居るのです。従つて、現代資本主義下の無産者は少しも他の有るものに對して自らの無い事を恥とするに及ばぬ所か、却つて自分等の生活必需品までもX X X Xつた彼等X X X Xに對して之をX X X X X X X Xだけの勇氣をさへ奮ひ起さなければならぬのです。

だから、現代の無産者にして眞に恥づべきものありとすれば、そうした無産者の勇氣を奮ひ起し得ない自分の意氣地なきをこそ恥とすべきでありませう。

斯ふした問題については、かへつて今日のブルジョアの方にはるかに徹底してゐます。彼等は、其の無いものは無いのだといふ事に少しの恥辱を感じてゐません、と同時に少しの遠慮をもしません。現に昭和二年の春彼等ブルジョアは、ヤレ貯金獎勵だ、節約宣傳だと云ふて、無産者自身が持つてゐたものでは何時使ひ込まぬとも限らないから、自分等に預けて置き、そうすれば何時でも必要な時の間に合ふ上に利息も付くのだと云ふて、無産大衆の血と汗の結晶たる無

け無しの金を自分等の銀行に注ぎ込まして置き乍ら、さうした預金の約束に背き其の金を自分等の勝手に使ひ込んでしまつたあけくの果、圖々しくも、事實拂ひ戻すべき金がないのだから何といはれても拂へないといふ支拂停止を行つたではありませんか。そして、私共無産者に對しては借りたものは約束どほりに返へせ、返へす金があつてもなくとも返へせ、そして無いものが娘を女郎に賣らうと、親の死體を金に代へようと、そんなことは××の知つたことではない、只だ借りたものを返さなければ着てるる着物も×いで行かうとする××××な差押へを強行して彼等債權者の利益を計るところの「××」が先に立ち、無いものは拂ひ戻すに及ばないとまでは云はなかつたにせよ、拂へるようになったとき拂へばそれでいゝ、それまでは拂はなくともいゝと云ふ支拂猶豫の有者モラトリウムを行つたではありませんか。

だが私は、こゝで、さうした有産者モラトリウムの施行に就て支拂猶豫令を發布した資本家地主政府と資本家地主階級の金融を有利ならしめて居る銀行とが全然×××××といふことを論議しようとするのではありません、それよりも私共は、この支拂猶豫令の發布せられた彼等のからくりから、有産者にも無産者にも共通した「無いより強いものはないといふ絶対無力の有力」を發揮しなければならぬ合理的根拠を×ひ取ることです。

私が、上來、斯く迄強く、無いものの威力を解説しても、あまりに弱い無産者達は、一枚の着物でも有れば有るだけ所謂手兩に編笠一介の氣前を以て之を提供せざるを得ないもの如くに考へて居るらしいのです。其處で先づ第一の問題は、モラトリウムの條件たるべき無いといふ事ですが、このないといふことは絶対に無いといふ事を意味するものではありません。現に、かの銀行支拂停止の實状は、彼等ブルジョアに支拂ふべき金が一文も無かつた譯ではありません。現實に何萬、何十萬、何百萬、何千萬と金を積んで置き乍らも、只だ夫れすべての債權者に全部拂ひ戻すだけの金が無いといふ程度の「無い」だつたのです。にも拘らず、彼の有産者モラトリウムが行はれたのは一部の債權者に支拂はないための支拂猶豫ではなくて、全部の債權者に支拂はむがために支拂はないのなら、一部の債權者に支拂ふ金があつても支拂ふに及ばないといふのでした。だから無産者モラトリウムを斷行せむとする無産者達は、苟くも群がり責むる全部の債權者達に支拂ふ金のとゝのはない限り、一部の債權者に支拂ふ金があつても矢張り所謂「無いより強い者はない」の無産者モラトリウムを主張して、着てるる着物までぬぐやうな封建的氣前のよさを見せるには及ばないのです。

殊に、現代資本主義下に於ける無産者の借金は其の性質に於て眞の借金ではありません。強く

云へば、 \times されたものを生きるに必要な程度に \times 返へしたにも等しいものだから、全然之を支拂ふ責任がないといふてもよい位のものでせう。だが、今日の資本主義制度は、もとよりさうした無産者の主張を許しません。ここに於てか、今後之を支拂ふための準備として、丁度尺取虫の延びむとするや先づ其の身を屈しなければならぬように、有産者の斷行したモラトリウムを無産者も斷行したいのです。又、私は、無産者さへ強くして且つ其の合法的根據に十分の理解を有てば、確かに之を斷行し得ると信ずるのです。

二

以上あまりに序論が長くならず過ぎましたが矢張り之だけの前置きをしておかないと、所謂債權踏み倒し論でも煽動して居るものゝ如き誤解曲解の下に \times の口實を付けられる虞があるので、之れだけを前置きしなければならなかつたのです。

と云ふても、私のここに謂ふ無産者モラトリウムは、何時かは大いに支拂はんがための不拂ひであるといふ點に於て、甚だ正當合理なものではありませんが、借りたものを返さなくともいふ、一旦返済期日を定めて借りたものを期日どほりに返へさなくともいふ主張が、法律上正面の規定を有して居る譯ではないのですから、随分妙な誤解をする人がないとも限りません。

だが、モラトリウムの研究として、先づ第一、借金といふものは、之を借りたその人が必ず返済しなければならぬものであるかどうか、といふ事が問題なのです。

之を國家の借金に就ていふと——國家の借金は、借りた人間が當然之を返へすべきものではない、といふ理論の上に成り立つて居ます。例へば、國家の借金中最も顯著なものは公債ですが、現に之を借り入れた人達は直接返済しなければならぬといふことになれば、公債の借り入れは許されないこととなります。何故なら、永久の利益幸福を計る一定の事業を施設するために必要な経費を事業施設當時の國民のみに負擔させる税金として一時に之を取り立てることは甚だ不公平でもあり、又その負擔にも堪えないための費用なのだから、その事業施設によつて今後利益の分配を受くるすべての者に費用を負擔せしむるためにその経費を公債の形で借金し、彼等にも之が返済の義務を負はせる、といふ理窟の上のみはじめて公債の成立が許され得るものだからです。

斯うした關係に於て、個人の借金も亦、決して、之を借りた本人が必ず返済しなければならぬといふ性質のものではありません。

次は、借金の本質論であります。おそらく、金を借りるには、それが如何に僅かな借金であ

るにもせよ、必ず何等かの理由がある筈です。而して、その理由が、例へば、或る事業を営むためであつたとすれば、矢張りその金を貸した者も亦、其の事業の有利な成功によつてのみ初めて貸金が返へされるであらう事を、最初から豫想して貸したものだといはなければなりません。従つて、その金を借りた者が成功しえなかつたために借金を返へしえないとしたら、それは、其の債務者にとつての當て違ひであり失敗である、と同時に、事業の成功によつて貸金を返へしてもらはうと期待してゐた、貸金者にとつても當て違ひであり失敗でなければなりません、と同時に、金を借りた者のみが其の金に就ての責任を負はなければならぬといふ理由は斷じてありません。故にさうした場合の借金を不當に催促する者があつたら、最初にどうして金を貸してくれたのか？ 自分の當て違ひや失敗はとりも直さず自分に金を貸した者の當て違ひでもあり失敗でもあるのではないか、と云ふことを××的に抗辯して、その支拂ひを猶豫せしむる事が必要であり又合理的でもあり得ませう。

之は、農村に於て、肥料代金や桑代金を收獲期、養蠶期にかけて催促しに来る者に對して、其の年の不作や遠慮のために借金を拂へない無産者諸君の大いに利用すべき××の抗辯理由でなければなりません。大概、さうした種類の借金證文等には、農蠶成功の頃に之を支拂ふといふ支

拂期を書入れてある筈です。又、證文にはさう書いてなくとも事實上さうなので、豊作良蠶を當てにして金を貸した者には、さうした豊作良蠶によつて借り主たる無産者とその生活苦にひと息つき得る時まで、當然之が支拂を猶豫させなければなりません。

次に、一家の不幸や災難のために現金を借り入れた場合の債權に就て云ふと、その返済を督促する者に、人の不幸や災難に付け入り首くゝりの足を引つばるつもりで金を貸したのか？ それとも人の不幸や災難に同情して金を貸したのか？ といふ事を××すべきです。——おそらく如何に鬼のやうな債權者でも、否、鬼のやうな債權者であればあるほど、人の不幸や災難に同情して金を貸したかの如き恩着せをいふものです。故に、果してその言葉がほんとうなら、前の不幸や災難が元で段々不幸が重なり災難が深まり、その借金すら拂へない此の頃の不景氣に憫む自分の現状に對し、より一層同情して、何とかして此の苦境を切り開かせるためもつと金を貸して呉れてもいゝ筈ではないか、にも拘はらず、前にはこちらの不幸災難に同情して金を貸したと云ひ乍ら、今になつてより一その不幸災難に苦しむ不景氣のどん底に憫む首くゝりの足を引くが如き督促は斷じて出来ない筈ではないか、といふ抗辯のもとに、支拂猶豫の無産者モラトリウムが主張せられねばなりません。

さらに、一番問題になるのは、家賃の催促、米味噌等日常必需品の掛買ひに對する代金督促であります。だが、これこそは、何人も肯かざるをえないであらう如く、借りるために、借りたのではなくて生きるために借りたのです。そして、その借りた米や味噌やおかけで現に生きてゐるのでもありません。けれども、今まで生きて来た其の人生を取りかへすといつたところで、どうにも爲し得るものではありません。然かも、金を借りても生きて来たのは、たゞ徒らに生きむがために生きて来たものではありません。生き続けることによつてその借金を返済し得るやうな生活に達しようとするからこそこのことです。にもかゝはらず、資本主義の永久的恐慌による失業不景氣、××の加重等々のため、生きるには生きて来たが充分に働くことも出来ず、又死にも狂ひで働いても借金に追ひ付く事が出来ず、生きるに必要な物資の代金や家賃をも支拂ふ事が出来ないのである。としたら、それこそは、無いより強いものはない、それまでの事ではないでせうか。

文明國と稱する諸外國に於ては、もとより無産大衆を××し××せむとする社會政策であるとはいへ、とにかく、失業のために家賃が拂へない者は之を拂はなくもいゝといふ住宅立法が設定せられて居り、若くは設定せられむとして居るといふ事です。而して、その理由は——失業者だ

としてその生きて居る限りは一定の住所を持たなければならぬことを見込んで、國家が失業救済の補助費を出しておきながら、その補助費が足りないために家賃を支拂ひきれない失業者に對して家屋の明渡を迫る家主を國家が保護するといふ事は、國家の自省すべき點を失業者に押しつけることになるからイケないと云ふことになります。ここに、須らく失業による家賃不支拂を理由とする家主の家屋明渡處分を禁ぜよ、といふ論が成り立つのです。然るに何事ぞや、我が國の一實例として、杖とも柱とも頼む一人の孫を軍隊にとられたため東京府から月八圓宛の扶養を受けてゐる老祖父母に對し、家賃不拂を理由とする家主の強制立退を裁判所が許可した事がありました。だが、國家がその生活を扶助しなければならぬと稱して之を扶養しておきながらその扶助費が足りないばかりに家賃の支拂ひが滞つたのであつたにもかゝはらず、一人たる債權者——家主に國家の保護して居る債務者の生活を踏みにじらせるなどといふ事は、誰れが考へて見ても、あまりに不當な——斷じて許すことの出来ない××でせう。

斯うした事の一つ／＼數へ上げて行けば數限りもありませんが、又、所謂「合法的」解説としての無産者モラトリウムを統一的に根據付けることにはなりませんから、以下、一般的に、債務者をつぶしてまで債權者の取立てを許すといふ事は今日のブルジョア法律の越旨ですら許さない

一六
——債務者を生かしておいて取れるやうにして取つてやれ、一時に取つて債務者がつぶれる虞れがあれば、それを差控へて取れるやうになるまで待つてやれ、といふ事がブルジョア法律の規定から結論されるといふ事を説述して、無産者モラトリウムの所謂「合法的」根拠を明かにしようと思ふ。

三

金の價よりも人の生命を重いとする文明を現行諸法規中に探かし求めて見たら隨所に之を見出し得ます。生命の危険を脅かされたものはどんなに貴重な他人の財物を打ち砕いても犯罪を構成せず、又損害を賠償するに及ばないと云ふ事は、刑法の正當防衛權にも規定せられて居れば、民法の損害賠償にも規定せられて居ります。其他にも所謂不可抗力に關する公私諸法律は皆一様に人の生命の絶對的貴重を規定して居ります。又、實はそうした諸法律の規定がないからといふても、生命あつての物種である人の生命の貴重は、素よりいふまでもない事で、私共の人生、私共の社會、又、私共の生活は其のすべてを通じて私共が生きる事より大切な事はないとした前提のもとに、すべての基準を置かないものはありません。

だから、此の間の事を無産者モラトリウムの研究に就ていふと、如何に債權者の權利を保護し

ようとも、債務者の生命生活を害さない範圍に於てと云ふ限度が附せられて居るのです。

借金を返へさない時には首をヤルといふ約束をして居ても、今日の法律では左様した債權者の貸金取り立を保護するより債務者の首を保護する爲めに、公の秩序に反するものとして左様した契約を無効にして居ます。又、それよりはズツト世間的に有り得る娘の抵當、妻の質入れといふ事件も、善良の風俗を棄すものとして左様した契約も無効として居ます。故に、無産者の多くは、一旦契約したが最後、どんなに辛い目に遭はせられても、つまりは生命を縮められても借りたものは返さなければならぬものゝ如くに思ふて居るらしいが、それは矢張りあまりにも弱過ぎる無産者の泣き入りです。現に斯ふ云ふ實例があります。

夫れは「國家の強權に抗議する借家人の生活權」と題して大正十二年三月に私の發表したものです。が、あまりにも適切な實例ですから左に之を引用します。

「無産者政治の理想は、法律に支配せらるゝ國民から法律を支配する民衆への進化にあるのです。が、官僚政治の被治者心理に馴らされ切つて居る國民は、未だ無産者政治の理想をモットーとして、法律を支配する民衆の權威にも自覺して居らないのは眞に嘆かましい。

けれども、事實、思想に先行する唯物史觀の鐵則を固守して、國家の法律を支配する民衆の權

威を強調するものは、矢張り、如何に法律が立退けと命じても、引越し先がなければ立退かれな
い生活権の主張を、借家居住のどん底に踏ん張る借家人である。問題は昨年中大阪にあつた實例
であるが、家屋明渡假處分命令の執行を執達吏に委任し、執達吏は其の家屋明渡の執行に際し、
必要なる機宜の方法を盡くして見ても、尙借家人が頑として之に應ぜざる如き場合には、結局執
行不能と爲すのは萬止むを得ない事だといふので、其の執達吏の處置に何等不當なしと大阪裁判
所で決定した實例を左に紹介する。

大阪市南區難波櫻川町三丁目一三六一

申立人(家主) 稻田 楨之助

右 同所同番地

被申立人(借家人) 田中 藤次郎

外 二名

右當事者間の大正十年(ヲ)第三三一號強制執行の方法に關する異議申立事件は、申立人(家
主)が、大阪地方裁判所大正十年(ヨ)第四六七號事件の大正十年七月三日附家屋明渡假處分命
令の執行を大阪區裁判所執達吏川野易男に委任し同執達吏は同月六日其の執行に着手したる處

被申立人(借家人)等の目下移轉すべき家屋なき爲め、明渡しに應ずることを得ずとて、頑とし
て明渡要求に應ぜざるにより、被申立人借家人等の身體に威力を加ふるに非ざれば、執行をなし
能はずとして、執行の續行を拒みたり、然れども、民事訴訟法第五三六條に所謂抵抗とは、單に
反抗又は暴行とのみ解すべきに非ずして、本件の如き任意服従せざる如き場合をも包含するもの
と解すべきものとす。同法條は、債務者に對する責罰に非ずして、執行の目的を達する手段とし
て職權上なし得べき事項を定めたるものと解すべく、又國法上に於ては、實力の使用の許容せ
らるべきものなることは、民事訴訟法第二百九十四條第二項に於ける、證人拘引の規定に徴して
も明かなりとす。若し、本件の執行を不能となさんか、所有權に基く妨害排除、所有物返還、占
有保持の判決は、總べて執行不能に終るべし。蓋し、我法律は自主救済を禁じたる結果、國家機
關の實力を以て救済すべきものなるに拘らず、若し實力を用ひ得ずとせんか、自己救済禁止の趣
旨を没却するに至るべし。従つて、本件の如き、消極的反抗の場合に於ても、尙且つ執達吏は、
前示五百三十六條所定の方法を取つて、執行の目的を貫徹する等申立人家主の委任に従ひ、明渡
執行行為の實施を爲すべきに拘らず、事茲に出でず、之を執行不能となしたる事は不當なるに依
り更らに本件執行の實施をなすべき旨の命令を求むといふに在りて、本件の執行に際し、當該執

達吏が、家屋明渡の執行に必要なる機宜の方法を講じたるも債務者は、尙ほ頑として之に應ぜざりし爲に、終に執行不能となしたる事は、一件記録に徴し之を推認するに足る。然り而して、執達吏が執行に際し、裁判の有効を期するため機宜の手段を盡し、以て當事者の委任の趣旨に副はしむべきことは、正に執達吏の當然ならざるべからざる職責なりと雖も、本件に於けるが如く、正に盡すべき機宜の方法を充分に講じ盡したるも尙且つ債務者が頑として之に應ぜざりしが如き場合、結局執行不能となすは事止むを得ざる場合に屬し、其の處置に何等不當なし、蓋し、申立人家主所論の民事訴訟法第五百三十六條所定方法の如きは、或る場合には必要なる機宜の方法ならむも、本件に於ては必ずしも右處置に出づるの必要ありたるものと認め難きを以て、本件執達吏が右處置に出でざりしとするも、未だ此の一事を以て、民事訴訟法第五百四十四條第二項に所謂委任に従ひ執行行為を實施することを以て、右事由に基きてなす本件異議は失當なるを免れず蓋し、該方法を執ると執らざるとは執達吏の自由に屬し、其の義務に屬せざればなり。仍て本件異議並に申立を却下し尙ほ民事訴訟法第七十二條を適用し主文の如く決定す」

と云ふ裁判は私共借家人に取りて、寔に心強い實例である。實屋明渡の請求に就て家主としての權利は立派に法律の保護を受けて裁判には勝つたが、法律の保護も、裁判の勝利も、夫れは人

間どん底の生活權を害しない限りに於てといふ條件つきなものであるから、借家人のどん底生活に踏ん張つた生活權を侵害してまでも家主を保護する程度までは、裁判の勝利を進めて行く譯には往かない。夫れ故、此の事件は、家主から控訴院に抗告して敗れ、更らに大審院へ再抗告して敗れたのであつた事を讀者諸君に告げて、國家の法律と生活權の主張、權利者の強制戰術と、義務者の所謂無底抗の抵抗ともいふべき避雷戰術とに關する一般の考察に懇へる次第である。

斯ふした實例に依ると、民事訴訟法の明文には、家屋明渡しのモラトリウムは規定せられて居らなくとも、事實は規定せられてゐて、強い借家人にして其の理解を有するものは、立派に家屋明渡の無産者モラトリウムを斷行して居る譯です。

此の外にも斯ふした實例を民刑法規に通じて列擧すればイクラもあります。だが、以上の解説と實例とに依りて私共の生命の貴重さは決して債權者の爲に踏み躪らるべき筈のものではないといふ事と、如何に弱い無産者が強い債權者の言ふままに服した契約を結んでも、夫れが社會の通念に照らして見て、公の秩序に反するか又は善良の風俗を害する場合、即ち、一般の人が之を見て、あまりに非道過ぎるとか——あまりに氣の毒過ぎるなどと思はれるような事は無數なので、其の適例の一つとして、

債権鬼中の債権鬼たる高利貸しの高利は、債務者の方が拂へばイクラでも只だ取られるが、拂はなければ、どんなに高い利息を約束しようと、利息制限法第二條に「契約上の利息とは人民相互の契約を以て定め得べき所の利息にして元金百圓未満は一ケ年に付百分の十五（一割五分）百圓以上千圓未満は千分の十二（一割二分）千圓以上千分の十（一割）以上とす、若し此の制限を超過する分は裁判上無効とし各々其の制限にまで引直さしむべし」（大正八年法律第五十九號を以て改正）と規定する通りなのだと言ふ事が判かつて呉れば、どんな借金でも生きるに必要なものをまでひつたくつて取立てるわけにはゆかないといふ事が判りませう。と同時に、今日の眞の無産者には、人間らしく生きるに必要なものがないのだから、自然、どんな借金をも取立てられるわけにはいかないといふ法律的理解も判かつてくれるでせう。

其處で、左様した條文の最も著名なもので、又、鬼の如き債権者の取り立て最も急なる、執達吏の差押へ、そして惨忍極まる強制執行の場合にも之を拒むことの出来るもの即ち無産者モラトリウムを斷行し得るものは、民訴第五百七十條の規定です。同條の規定は、「左に掲ぐるものは之を差押ふることを得ず。

第一、衣服、寢具、家具及び厨具、但此物が債務者及び其家族のため缺くべからざるときに限

る

第二、債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭

第三、技術者、職工、勞役者及び穩婆にありては其營業上缺く可からざる物

第四、農業者に在りては其農業上缺くべからざる農具、家畜、肥料及び次の收穫まで農業を續行する爲め缺くべからざる農産物

第五、文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教師、辯護士、公證人及び醫師に在ては其職業を執行するため缺くべからざる物並に身分相當の衣服

第六、文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師に在ては第六百十八條に規定する職業上の収入又は恩給の差押を受けざる金額但差押より次期の俸給又は恩給の支拂までの日數に應じて之を計算す

第七、藥舖に在ては調藥を爲す爲め缺くべからざる器具及び藥品

第八、勳章及び名譽の證標

第九、實印其他職業に必要な印

第十、神體、佛像其他禮拜の用に供する物

第十一、系譜

第十二、債務者又は其家族の未だ公にせざる物及び債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本

第十三、債務者及び其家族が學校に於て使用する書籍

然れども債務者の承諾あるときは第三號乃至第八號に掲げたる物を除く外之を差押ふることを得」とありて、この規定の精神さへも十分理解して居れば、無産者モラトリウムの斷行、實に易々たるものがあるのです。

依て、以下之を詳しく解説しませう。

斯ふした差押へ制限の禁止的規定は、其の範圍に廣い狭いの差はありませうが、ローマ法以來何處の國の民訴にも規定せられて居るのです。そして、其の理由は、公共の利益——即ち、債務者の生活と所有物との關係上、債權者の權利を制限しなければならぬといふ時代、國情の社會的感情の發露統制に存するのであります。そして、その差押へられないものの第一たる債務者及び其の家族の爲に缺くべからざる衣服、寢具、家具及び厨具を差押へさせては、債務者の生活維持を妨ぐることは必然に社會感情を感亂し、失業放浪者を作ることになるからです。然ら

ば、茲に債務者及び其の家族とは誰れ誰れの事を指すのかといふに、同居の者といふ事で、親族は勿論、雇人等も含まれます。

次に、缺くべからざる寢具、家具、及び厨具といふのは、其の債務者平生の生活程度に従つて、従來生活して來た程度に必要なものと解釋するのが當然で、差押へを受くるのだから平生よりも窮屈に我慢しなければならぬといふ理由はあります。

故に、債權鬼や×××は、成るべく差押へようとするでせうが、別に其の認定や解釋に就ての規定がないのだから、飽迄其の必要程度を強硬に主張すべきであります。

第二は、債務者及び其の家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭ですが、其の家族を誰れと解釋すべきかは前述した通りとして、其れに必要な一ヶ月間の薪炭食料は申すまでもなく、米や味噌醬油、魚類、野菜類の副食物から、燃料照明のすべてを含むのです。此の點から考へても、電燈料の支拂延滞を理由として、斷線消燈する電氣會社の不當は明かです。(外に電氣事業法上の解釋もあります)

そして、此の必要程度に就ても亦、債權者及び×××は、差押へを進めようとするでせうが、債務者は大いに生活不可缺物の主張をする必要素よりいふまでもありません。

第三は、技術者、職工勞役者及び産婆が債務者なる場合に其の業務上必要缺くべからざるもの
 だが、技術者とは高等の技藝を職業とする御用係りとか技師とかいふやうな者と、繪畫、彫刻
 音楽、演藝、建築、寫眞などの職業に携つてゐる者を指し、職工、勞役者といふのは今日の社
 會通念上、大工、左官、石工、表具師等の建築従業員は勿論、一般にいふ習業勞働者を指すも
 ので、それには債務者のみの使用に缺くべからざるものばかりでなく、親方だとか、棟梁だとか
 請負師だとかをしてゐる者が、その下に働く職人、徒弟、人夫等の勞務に缺くことの出来ないも
 のを、この中に含めて解釋してよいと思ふ。そして、その解釋を擴めるか狭めるかは素よりその
 必要缺くべからざるを主張する債務者の強いか弱かに依るのでから、私は、苟くも無産者モ
 ラトリウムを斷行せんとする債務者が、大にその主張に強からんことを望んで止みません。

第四は、農業上缺くべからざる農具、家畜、肥料及び次の收穫まで缺くべからざる農産物とは
 どんな物かと云ふにこれこそ小作農民無産者にとつて最も必要なモラトリウムの差押禁制品で
 す。農業上缺くべからざる農具のうちには、大農法及び小農法による總ての農具を含めて、荷車や
 靱磨機械の如きは勿論それに這入るのですが、成るべく夫れ以上の乾燥施設をも廣く解釋してい
 るでせう。夫れから家畜は馬、牛は素より、豚、鳥、兎等も含めてよいのですから、彼の馬を差

押へられたとか、牛を差押へられたとかいふ馬鹿氣た悲鳴を上げないやうにしても、はなれば
 なりません。

次に肥料とは讀んで字の如きもので、次の收穫まで農業を續行するため必要缺くべからざる
 農産物とは、種籾やその他の種類を指すのであります。従つて農業計畫の大小に依り種籾の數量
 に關する解釋も充分主張出来る筈です。

第五は文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教師、辯護士、公證人、醫者といふものについて
 その職業を執行するために缺くべからざるもの及び身分相當の衣服をいふのですが、從來平生の
 生活状態から、その實際の必要程度を判斷せらるべきもので、よく例に出る醫者の時計や聽診
 器や、辯護士の法律書類や法服、袴、靴といったやうなもの、また誰にでも共通したことはあ
 るが、眼の悪い者の眼鏡、手足のないものゝ義手義足は斷じて差押へられるものではないので
 す。

第六は給料及び恩給等の差押問題ですが、これは第六百十八條に
 「左に掲ぐる債權は之を差押ふることを得ず

第一、法律上の扶養料

第二、債務者が義捐建設所より又は第三者の慈悲に因り受くる繼續の収入但債務者及び其家族の生活の爲め必要なものに限る

第三、下士、兵卒の給料並に恩給及び其遺族の扶助料

第四、出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍人軍屬の職務上の収入

第五、文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師の職務上の収入、恩給及び其遺族の扶助料

扶助料

第六、職工、勞役者又は雇人が其勞力又は役務の爲に受くる報酬

第一號、第五號、第六號の場合に於て職務上の収入、恩給其他の収入が一ヶ年間に三百圓を超過するときは其超過額の半額を差押ふることを得

とある規定通りなのですが、何分にも古い法律で、一ヶ年三百圓を以て生活を營み得るものと考えられて居たまゝなので、これを所得税法などと對照して見ると、當然現在の所得税免稅點の引上げられたところまで引上げられなければならない筈であります。にも拘らず、尙三百圓を限つて差押を禁じ、それ以上を差押へ得るとしてゐるのは、俸給生活者等にとつて誠に無慈悲な時代錯誤であります。だが、ともかく今の處から解釋するより外ありません。

第七は藥舖の差押禁制ですが、藥舖は公益營業だといふことで、調藥をなすため缺くべからざる器具及び藥品が差押禁制品に掲げられて居るのであります。然し、現代に於ける一切の營業の社會的必要性が考慮せらるる場合、總ての小商人の店飾商品等は矢張りこれを減茶々に差押へらるべき筈のものではありません。

第八は勳章及び名譽の證標といふのですが、勳章は讀んで字の如しで、證標といふのは、各種の運動競技會、或は博覽會、展覽會等における賞品、賞牌、學校の先生や解放運動の勞者等がその功勞を表彰せられるために送られた記念品等を指すのですから、此點に就ては隨分廣く差押を拒む解釋を強めることが出来ませう。

第九は實印その他の印章ですが、組合や黨の印形などは、勿論差押へらるべき筈のものではありません。

第十の神體、佛像その他禮拜の用に供するものゝ中で、よく問題になるのは、位牌佛像の外の神棚や佛壇を差押へることが出来るかどうかといふことで、差押へられた例もありますが、今日の解釋では佛壇や神棚も差押禁制品に含まれるといふのが通説です。

第十一は系譜ですが、これは讀んで字の如く其の家の系圖です。従つて他家のを買つて置いた

ものは差押へを拒む事は出来ません。

第十二は債務者及びその家族の未だ公けにせざる発明品、つまり特許なり、實用新案なりを取つて賣出さない前の発明品及び著述です。この著述といふ中には、相當色々なものを含めて廣く解釋し得ると思ひますから、特に私はこの點の注意も怠られざらん事を希望します。

第十三は債務者及びその家族の學校用品です。條文には書籍となつてゐますが、近來の如く學校にも技術科があり、随分、色々な實習に必要なものがあるのですから、單に條文の書籍のみとは限らず、それをもこの解釋の中に含めることが出来るでせう。

以上、解説を加へた差押禁制品論を盾に取つて無産者モラトリウムを何處まで斷行し得るかは一に、無産者の強いか弱いかに係るのでありますが、特に第一、第二、及び第十、第十一、第十二、第十三は債務者が承諾さへすれば差押へてもよいといふことになつて居るのであり、そして從來の差押事件を見ると、多くの場合、債務者が拒まないから差押へたといふて、それ等のものを平氣で差押へてゐるのです。だから、今後は斷乎としてそれ等の物件の差押へを拒むやうにしなければなりません。

斯くて以上の差押禁制品に對する差押へを拒んで仕舞ふと、第五百六十四條の三項に、

「差押ふ可き物を換價するも強制執行の費用を償ふて剩餘を得る見込なきときは強制執行をなすことを得ず」

といふ規定がありますから、打續く不景氣の生活難に悩む無産者には、以上の差押禁制品以外に差押費用を償ふだけの何ものも残つて居らないでせう。

そこで、私は思ふ。未だ充分の解説をなし盡したとはいへませんが、大體、右の解説による無産者モラトリウムの斷行が出来たら、一切のものを×はれ盡した今日の無産者は序論に説いた、無い者より強い者はないと云ふ絶對無力の有力を發揮して、尙、此外に差押へる餘分のものがあるつたら差押へろ！ 取れるものがあつたら取つて行け！ と叫ぶ齒切れのよい痰呵を切つて、群がる債權鬼を××ふことが出来るでせう。

かうして、保證金を積んだ假差押や訴訟を経た強制執行による債權者と執達吏との××××をさへも××ばし得るのでありますから、ましてや、未だ執達吏との××××を張るまでに至らない債權者が、いくらがなん／＼いふて來たところで、以上解説した規定を根據に、生活を破壊してまで債務を支拂ふわけに行かない所以を説き、更らに生活さへ續けて行けたら何時かは支拂ふことが出来るだらうといふ、それこそ大いに支拂はんがための支拂猶豫たる無産者モラトリウムを主張し

て、債権の取立を追拂ふこと甚だ易々たりでせう。それに就いて一言附け加へて置きますが、借金取にかならぬことを大變世間體が悪いものゝやうに恥じて居る無産者があり、債権鬼はまたそれにつけ込んで、世間體を悪くさせる××手段を採るのですが、實をいふと世間の大部分が無産者で、借金しなければ生きられないやうにし、また、拂へ×××世の中の××—その××のおかげで金持は私共から×つて居るのであるが—が悪いのであるから、お互ひに無産者であることを思ひ合へば、何も世間體を悪くしたり、されたりする必要がないばかりか、世間體がせにかなりなどする債権鬼があつたら、無産者同志が××××××それを共同の×とした包圍攻撃で××××ばよいのであり、またさうせねばならぬ筈のものです。だからこの無産者モラトリウム論は、決して自分ばかりがその理解を得るのみならず、近所合壁無産者同志の間に廻讀輪讀して、共同の理解を持つやうにしてもらひたい。

尙、この外にも、不景氣で遣り切れない借金の山の小商人がどうしてその店を張つて行くかといふことに關して、從來の如きデタラメ會社を作るやうな三百式の脱法行爲ではなく、正々堂々たる而して、全債権者に支拂はんがために一部債権の矢の如き督促を××ばす支拂猶豫を主張する無産者モラトリウムの新戰術、和議法の逆用を書くつもりですが、今度はあまりに長くなりま

したから、これで擲筆し、是非、大いにこの無産者モラトリウム論を××して、不景氣に悩むこの歳の瀬を岡ひ抜かれんことを希望します。

小商人和議法利用の無産者 モラトリウムの特殊戦略

(質問)

商店の見榮を張らない労働者や農民の無産者モラトリウムに強かるべき、合法的な一般戦略の詳細は前項の質疑應答によつて了解しました。そしてほんとうに最も強いものは、無いより強い者のない無力の有力である無産者の強さをも體讀し得ました。窮鼠却て猫を囓む××の強さこそは生活苦のどん底から跳ね返る××の力でなければならぬと云ふことも亦、はつきりと理解しました。だが、賣物に花を飾らなければならぬ小商人の店屋に、苦しい品物の仕入れで、借金の山を積んだ小商人の差押へられたが最後、差押へを拒み得ない商品の引上げを伴ふ絶對絶命の營業閉鎖と共に夜逃げをしなければならぬ惨めな私共小商人にも、何か合法的な差押へ××ばしの無産者モラトリウムを主張し得る戦略はないでせうか。

従来、三百屋等に教へられた會社設立が却て、公文書偽造の犯罪に問はれたやうなことでなく、正々堂々と、例へば金融恐慌の銀行整理に際して、一部の預金債権者が反對したにも拘らず強制的に預金何割減の据置整理解決をしたやうな方法が、私共小商人にもないのでせうか？ あつたら是非、民刑兩方に涉つて萬全な、無産者モラトリウムに關する一般戦略を解説してもらひたいと思ひます。(淺草・清水生)

(應答)

常に、無産階級解放運動の徹底にぐらつく者は小市民だと云はれてゐます。殊に、その中でも所謂賣物に花を飾らなければならぬ店屋を有つ小商人層程、無産階級解放運動に中腰な者はなると云はれてゐます。その本質は純然たる被搾取者でありながら、商品の仕入れに於ては、資本家のおこほれにあり付かうとする點で右顧し、労働者農民に成るべく高く商品を買ひつけて、利鞘の儲けを企む點に於て左眈せざるを得ない立場に置かれてゐる小商人層の現代の存在は誠に嘆かはしい事です。

今や殊に大資本を操する大百貨店は巧みに小商人層の開拓した労働者農民の顧客を奪ふ廉賣に

進出して居るので、小商人層の今後は断じて今までの様に、資本家のおこぼれをもらつて、有利な仕入をする等と云ふ譯に行くものでありません。それと同時に労働者農民の懐を搾る顧客開拓もまた、唯それ、大百貨店廉價進出の地均しをさせられるやうなもので、少しも小商人層自體を利するわけのものではありません。従つてさうした今日の小商人層は一日一刻も早くその無産大衆たる立場を自覺し、断然×××とする階級闘争に参加すべき筈のものです。だから、所謂小商人層の一種特別なる無産者モラトリウムに安んぜんとするが如きは、無産階級解放運動徹底の上から云へば根本的の誤りです。

だが、そう、一本調子に云つたところで、我國現在の小商人層は概約的統計の示す處に據ると百五十萬を下らず、區劃整理後の東京市などを觀ると、何處も彼處も表通りになつた關係上、十戸に一戸の飲食店と五戸に一戸の小商人が苦しい資金を調達して淋しい店を張つてゐる仕末なので、小商人層現在直面の無産者モラトリウム一般戦略のある限り、これを解説して小商人階級に一時の急を凌ぎつゝ階級闘争参加の立場をつくつてもらふことも徒事ではないと信じますし、且つ前項に續けて「彼等の法律で彼等を縛る」現行法規×用の無産者モラトリウム論を完成して、労働者農民小市民、一般無産大衆の活用に使つたいと思ひます。

小商人層の苦しい資金で調達した店の商品を差押へられたが最後、その店を閉鎖しなければならぬ事になるのが、×の如き債權者の興味に付け込む急所なので、どうしてもこれを押へられないやうにしなければ、小商人層の無産者モラトリウム論が成立しません。と云ふても、小商人層の店に飾りつけた商品までも、先に解説した差押禁制品のやうにその差押を拒むことの出来るものとする、無産者モラトリウム論を確立するわけには行きません。

此處に於てか、従來、小商人層の差押除けは、差押債權者の差押へんとする債權の効力を他處に逸らしてしまふ三者執行だとか、會社設立だとか云ふやうな方法をとつてゐたのです。三者執行と云ふ方法は恐らく誰でもが知つてゐる通り、甲なる小商人債務者が乙なる債權者からの差押を拒むために、甲の店舗商品等所有物件一切を丙なる者に賣り渡して、所有權を移轉し、更にこれを甲が丙から賃借して使用を繼續し、一方丙に對する丁なる債權者によつて甲の賃借中に屬する丙所有（甲からの買ひとりによる）物件を差押へ（民事訴訟法第七三二條により丁より丙に對する差押についてその提出を拒まず）而もその競賣期日は永遠に延期して置くこと云ふ方法なのです。如何にも斯ふした方法に頼れば甲に對する債權者は甲の現に使用占有して居る物件に對し

て差押をする事が出来ません。けれどもそうした三者差押の内状が曝露すると關係者の總てが時に刑法第五十七條「公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲナシ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス。前二項の未遂罪ハ之ヲ罰ス」の公文書偽造や、同第二百四十六條「人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス。前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同ジ」の二項詐偽の處罰に引つかかる事がありますから、さうした法律を恐れて法律を潜り歩くやうな方法を探つてはいけません。

次によく行はれてゐるものは新會社設立です。即ち甲と云ふ債務者が借金の山を積んで、何時何處から差押へられるかもわからないと云ふので、商賣も手につかない場合、別個の會社を設立して甲所有の商品等一切の物件を會社に譲渡し、甲は會社の使用人として働きながらもその實は從來通り一切の商業を營んで行くと云ふやり方です。これも甲が個人として借りた債務を會社が支拂ふ義務はないと云ふ立前に於て、甲は會社の雇人なので、たとへ甲がどんなに澤山の商品等一切の物件を取扱つて居やうとその主人公が會社である限り、これに指一本も染むること

が出来ない結果は、立派に債權者を追拂ふ無産者モラトリウムが實行されるわけです。けれどもやはりかうした遣り方は公文書に不實の記入をなしたと云ふ、登記の虚偽や株金の支拂虚偽で詐偽その他の犯罪に引つかゝる事があります。だから單なる債權逃れに債權者に内所で會社をつくり以て甲の債務を免脱しようなどと云ふ事を考へず、會社を設立する場合には是非必ず甲に對する債權者の總てを出資者として、幾株かづゝの出資を承諾せしめて、會社を結成すべきものです。だが、これも斷じて眞の無産者モラトリウムの萬全策ではありません。何故ならその後の營業は全部會社の指示に従はねばならぬと言ふ事になり、甲一人の意志や思惑ではやつて行けないからです。

そこで私のこれから解説しやうと思ふ無産者モラトリウム論は債權者の債權の効力を停止してしまふ方法です。譬へば、打ち上げられた刃を逃れるのではなく、その手首に一撃を加へて刃を叩き落す方法です。

これが所謂、和議法の和議で、この方法によるためには、無産大衆は借金するときから充分心がけて、一人の債權者からまとめて金を借りず、成るべく多數の債權者から借りるやうに、即ち

問屋から品物を仕入れるとすれば出来るだけ多くの問屋から品物を仕入れて、債権者を多くして置くことが必要なのです。

そしてその多くの債権者達が差押をしてうまく差押が出来ず、結局、無い者からはとれぬと云ふ事になつた場合、今度は腹偷せに債権者を苦しめてやらうと云ふので破産を申立て、公債停止の憂目を見せてやらうと云ふ者も出て来るのですが、そうした破産申請を受けた後にも、強制和議と云ふ方法で破産を食止める事の出来る無産者モラトリウムの一般戦略が、破産法第九章二十九條以下に規定せられて居ります。けれどもそうした破産の申立を受けてから強制和議を提供するなどと云ふことは到底、小商人の手に負へない煩瑣な問題が多いのです。

だが、大正十一年四月二十五日法律第七十二號で發布せられた和議法による無産者モラトリウムの戦略は、その精神を呑み込んでその手續に慣れさへすれば、さう大して面倒でなく出来るのです。和議制度の目的は破産豫防の爲に強制的な和議條件の成立を期するにあると云ふことが、同法第一條に明かにせられて居りますが、破産豫防と云ふのは差押を豫防することと考へてよく、また強制的に和議條件を成立させると云ふのは、一部の債権者がどんな強硬××な取立を主張して債権者の立ち行くやうな示談條件に應じまいとしても、無理に押付けてその條件を承知

させると云ふ事なのです。

然らばさうした和議の申立はどんな場合にどんな人がすることが出来るかと云ふと、和議法第十二條によると債権者が自分の有つてゐる財産では到底拂ひきれない程の澤山な借金を背負つてしまひ、その債権者中の誰からか差押を受ければ、必ず他の債権者の配當加入によつて倒産してしまふ虞れがあるか、または、更に進んで破産までも申立られるに違ひないやうに、切迫詰つた債権者のみが、これを申立得るのです。そして他の債権者などはこれを申立ることが出来ないといふ點に於て、債権者にとつては誠に都合のよい方法なのです。

そこで、そうした和議の申立を何時すればよいかと云ふのに、和議法は別にその時期を制限して居ないで、たゞ債権者自身が破産の原因たる事實があると思つたとき、これを申立てる事が出来ることとして居るので、債権者の債務関係を最もよく知つて居るものは債権者その人であると云ふ關係上、債権者たる小商人は無産者モラトリウムの一般戦略を和議の方法によらうと云ふ場合には何時でも申立てよよいのです。

次に起る問題はどんな風に書いて申立をすればよいかと云ふことなのですが、和議法第十三條では辨済の方法、即ち一時に差押を受けてしまへば、全債務の支拂ひが出来ずに倒れてしまふが

こう云ふ方法で細く永く潰されぬやうにしてとつてくれるならば必ず支拂ふ事が出来ると思ふ條
件、例へば、一時債権額の百分の二〇を拂つて後は三年据置にしてその後百分の三〇づゝ三年
間に拂ふとか、或は始めから五年据置にしてその後百分の二〇づゝ五年々賦で拂ふとか云ふや
うな條件を具體的に示し、それに物件の保證擔保なり、人間の保證なりがあれば、それを附ける
と云ふ事等を明かにして、さうした條件の下に全債権者を承諾させてもらひたいと云ふことを書
いて裁判所に出すのです。尙、念のため一言して置きますが、その條件は必ず全債権者に平等な
るべきものであつて、その一部の債権者に割合のよい辨済をするなどと言ふ方法は許されないの
です。

この事は却つて面白いところがありますが、債務者の申立た條件を標準に後は裁判所及び債権
者の同意によつて實行せらるべき條件が決定せられることになるので、それについて債務者が、
かうでなければいけぬ、あゝでなければいけぬと云ふことは言へぬことになつて居ります。で、
さうした辨済方法を提示せる申立書には債権者明細書、債務者明細書（債務者が貸した金で取立
つべきもの、有體動産、不動産、有價證券、現金等の項目を別ける）をつけて出すので、要する
に財産のありつたけと借金のありつたけ、簿記式に云へば積極財産と消極財産の一切を掲げて出
せばよいのです。左にその申立の書式を金井氏の「和議手續詳解」に據つて例示して置きます。

貼用印紙
二十錢

和議開始ノ申立

住 所

申立人 何

某

申立ノ趣旨

債務者何某ニ對シ和議ヲ開始ス。

トノ御決定ヲ願ヒマス

申立ノ理由

- 一、債務者ハ昭和 年 月ヨリ現住所ニ於テ何々ノ事業ヲ經營シ相當ノ業績ヲ擧ケテ來マシタ
カ財界不況ト爲ルヤ其ノ影響ヲ受ケ多大ノ損害ヲ蒙リ遂ヒニ其ノ事業ヲ繼續スルコトカ出來
ナクナリマシタ
- 一、茲ニ於テ申立人ハ此ノ上彌縫ヲ重ヌルコトノ不得策ナルヘキヲ悟リ且ツ一般債権者ニ對シ

ヨリ以上ノ迷惑ヲ掛ケンコトヲ恐レ自發的ニ昭和 年 月 日整理ヲ發表シ自己ノ有スル財
産全部ヲ提供シ大要末項記載ノ和議條件ノ通り整理案ヲ立テ各債權者ノ同意ヲ求メマシク
然ルニ大多數ノ債權者ハ之ニ同意ヲ與ヘマシクカ一、二ノ不同意ヲ唱フル債權者カアツタク
メ違ニ右整理ハ不調ニ終リマシク

一、申立人ハ右ノ如ク既ニ資金カ無クナリ、コノ上借金ノ道モナク、支拂不能ノ財産状態ニ在
ルノヲ破産ノ宣告ヲ受ケルコトハ敢テ辭スルモノテハアリマセンカスルトキハ更ニ無用
ノ費用ト時間ヲ要スルノミニテ何等財産ノ増加スルカ如キコトハナク却テ一般債權者ノ損害
カ多クナルタケト思ヒマス

一、然ルニモシ和議ノ成立ヲ見タナラハ末項條件ノ通り何某ハ和議條件第一項ノ保証ヲ爲スコ
トニナリ債權者ハ其ノ辨濟ノ確實性ヲ得又一方申立人ハ從來ノ營業ヲ繼續シ得マスカラ双方
ノ利益テアルノハ勿論殊ニ財界カ多少ナリトモ快服スルトスレハ申立人ハヨリ以上ノ成績ヲ
舉ケ各債權者ニ充分ナ満足ヲ與ヘ得ルカトモ思ヒマス

一、以上ノ理由ニヨリ申立人ハ茲ニ債權者中大部分ノ同意ヲ得テ左記ノ條件ニ依ル和議開始ノ
申立ヲナシマスカラ御詮議ノ上和議手續開始ノ御決定ヲ願ヒタク此段申立ニ及ヒマス

和議條件

- 一、各債權者ニ對シ各自ノ債權額ノ一割ヲ和議認可決定確定後一月以内ニ於テ支拂フコト
- 一、右殘額ハ昭和 年 月 日マテ据置キソノ翌月ヨリ支拂濟ニ至ルマテ毎月末日ニ各債權ノ
一割ツツ辨濟スルコト

一、市 區 町 番地何某ハ右條件第一項ノ辨濟保証ヲナスコト
附 屬 書 類

昭和 年 月 日

右申立人 何 某 印

何々區裁判所 御中

以上のやうな書式に依つて和議の申立の出来る事は、恐らく不景氣のどん底に泣く小商人によ
つて此上もない難者だらうと思はれますが、何時もかうした方法について無産者の苦に病むのは

その費用です。和議手續の費用は和議法十四條に依ると裁判所が相當の費用を豫納せしめると云ふことになつてゐて、いくらと云ふ事は確定してゐませんが、大概破産の申立てさへも普通三百圓を限度として居るので、小商人の和議は大概五十圓程のものと考えられます。

そこで、かうした申立てが常に必ず成り立つかと云ふと、和議の申立てが條件を具備して居らないとか、原因がない即ち全部一度に支拂ふだけの財産があると見られた場合とかには、その申立てが却下されますが、そうでない限り大體に於てその審理が開始せられることになります。然らばどの様にして審理が開始せられるかと云ふと、裁判所は先づ整理委員と云ふ者を任命します。

そして整理委員の任命に就ては別に誰と云ふ規定もありませんから、(多くの場合は辯護士の破産管財人ですが)成るべくなら債権者の中から適當の者を任命してくれるやうに上申してもよいと思ひます。

かくて選任せられた整理委員は相當の期間内に一切の調査をして、和議條件を審査する事になるので、これに就ては随分詳しい規定がありますが、その結果は意見書として出される事になります、その意見書の書方に就て、くどいやうですが、調査されるものにとつても参考になりますから、前と同じく金井氏から引用して置きます。(文辭は多少變更す)

意見書

債務者 何 某

右ノ者ニ對スル昭和 年()第 號和議事件ニ付キ昭和 年 月 日小職其ノ整理委員ニ選任セラレタルヲ以テ債務者ノ財産、帳簿及ヒ和議條件ニ付必要ナル調査ヲ爲シ意見ヲ付スルコト左ノ如シ

和議開始ニ關スル意見ノ趣旨

一、本件和議ハ之ヲ開始スヘキモノト思料ス

調査ニ關スル經過

第一、債務者ノ財産ニ關スル調査

一、當整理委員ハ昭和 年 月 日債務者ノ住所ナル何市何區何町何番地ニ出張シ債務者ノ提出シタル財産明細書ヲ基礎トシテ債務者ノ財産ニ付キ調査シタル處右明細書記載ノ不動産、動産及有價証券ハ實在シ其ノ價額モ亦債務者ノ表示シタルモノト大體ニ於テ符合スルコトヲ認メタルモ右明細書記載以外ニ何々ノ不動産(價額金××圓ニ相當スルモノ)アルコトヲ發見シタリ

一、債務者ノ債權ハ債務者ノ提出ニ係ル債務者一覽表中ニ何市何町何番地何某ニ對シ金何千圓ノ債權ヲ有スル旨ノ記載アルモ右某ニ付キ調査シタル所ニヨレハ同人ハ債務者ニ對シ元債務ヲ負擔シタルコトアルモ既ニ其ノ債務ハ辨濟ヲ了シ今日ニ於テハ厘毛ノ債務ナシト主張ス又何某ハ目下行方不明ニテ調査不能ナリ、然レトモ其ノ他ノ債務者ハ債務者提出ノ債務者一覽表ノ通りノ債務ヲ負擔スルコト事實ニシテ其ノ内何某……………ノ何名ヲ除ク以外ノ債務ハ之ヲ回收シ得ヘキモノト認ム

一、債務者ノ債權者ハ其ノ提出ニ係ル債權者一覽表記載ノ通りニシテ其ノ債權額亦然リ 而シテ其ノ總債權者何十名ノ内何某……………ノ何名ヲ除ク以外ノ債權者ハ大體和議ニ同意スルモノノ如シ

一、債務者ハ從來××商ヲ營ミ相當ノ收入ヲ擧ケ來リシモ債權者一部ノ急激ナル催促又ハ強制執行ノタメ遂ニ其ノ營業ニ多大ナル支障ヲ來シ誠心誠意其ノ營業ニ從事スルヲ得ス今日ノ悲境ニ陥リタルモ若シ和議成立スル時ニ於テハ債務者モ相當ノ手腕ヲ有シ且ツ實直ニシテ社會ノ信用厚キヲ以テ必ス其ノ事業ヲ挽回シ相當ノ實績ヲ擧ケ債權者ヲ満足セシメ得ヘキモノト認ム

第二、債務者ノ帳簿ニ關スル調査

債務者ノ營業帳簿トシテハ商品買入原簿、同賣上原簿、支拂手形記入帳、受取手形記入帳、銀行勘定簿、金銭出納簿及ヒ當座附込ノ補助簿ヲ備ヘ個人商店トシテハ相當ニ正確ナル記入ヲ爲シ其ノ内容ニ至リテモ大體信ヲ置クニ足ルモノト認メタリ

第三、和議條件ニ關スル調査

債務者ノ提供ニ係ル和議條件ハ即チ (一)總債權者ニ對シ各自ノ有スル元金債權ノ一割ヲ和議認可決定確定ノ日ヨリ一月内ニ支拂フコト (二)何市何町何番地何某ハ右第一項ノ支拂ニ付キ保証責任ヲ負擔スルコト (三)右支拂ヲ爲シタル殘額ハ昭和 年 月 日迄据置キ其ノ翌月ヨリ完済ニ至ルマテ毎月末日ニ各元金債權ノ五分宛支拂フコト是ナリ 而シテ右和議條件ノ適否ニ付キ之ヲ考フルニ其ノ條件ハ各債權者ニ對シ平等ニシテ法律ノ規定ニ違反セサルノミナラス其ノ内容ニ於テモ亦特定のニ且ツ明示的ニ記載セラレ居ルヲ以テ其ノ適法ナルコト勿論ナリ、次ニ事ノ履行ノ能否ニ付キ之ヲ見ルニ債務者ノ財産トシテ現存スルモノハ何々ノ物件アルノミニテソノ價額約××圓ニ過キササルモ第一條件ノ辨濟ニ付キ保証義務ヲ負擔スル何某ハ約××圓ノ資金ヲ有シ現ニ現住所ニ於テ××商ヲ營ミ且ツ社會ノ信用

厚ク債務者トハ×年來ノ知己ニシテ今回債務者ニ對スル和議ノ成立ヲ希望シ自ラ進ミテ和議第一項ノ保証ヲ申出テ居ル程ナルヲ以テ和議第一項ノ辨濟ハ誠ニ之ヲ爲シ得ルモノト認ム、次ニ又第三條件ニ付キ債務者ハ前述ノ如ク××商ヲ營ミ財界不況ノ影響ヲ受ケ現在ニ於テハ左程ノ實蹟ヲ擧ケ居ラサルモ今後財界順調ニ向ハハ其ノ履行敢テ困難ニ非ス、然レトモ假リニ其ノ履行ノ見込ナシトスルモ破産宣告ヲ受ケタル場合ヲ豫想スルトキハ債務者ノ財産ハ前述ノ約××圓ヨリ外ナク假令和議債權者ノ一部又ハ其ノ他ノ第三者ニ對シ否認權行使ノ結果破産財用ニ復歸シ得ヘキ財産アリトスルモ是レ極メテ僅少ニシテ×××圓ニ過キス、然ラハ右和議條件ノ第一項タニ履行シ得サル結果ニ陥リ結局和議ハ破産開始ノ場合ニ比シ債權者一般ノ利益ナリト云フヲ得ヘシ、況ンヤ否認權行使ノ爲メ多額ノ費用ト時間ヲ要スルニ於テヤ以上調査ノ結果ヲ綜合シテ考ヘルニ債務者ハ徒ニ破産ヲ遲延セシメ又ハ回避セントスルノ目的ヲ以テ和議開始ノ中立ヲ爲シタルニ非ス、誠心誠意和議ノ成立ヲ希望シ居ル事ヲ認メ得ヘキヲ以テ和議成立ノ曉ニ於テハ其ノ履行ニ忠實ナルハ勿論其ノ事業ヲ挽回シ相當ノ實蹟ヲ上ケ得ヘシ、然ルトキハ債務者及ヒ債權者ノ利益ノミナラス社會經濟上ヨリスルモ亦利益ナリト云フヲ得ヘシ、且ツ債權者ニ於テモ……………ノ何名ヲ除ク外總テ和議ニ承諾ヲ與ヘ居ル次第ナレ

ハ和議開始決定ヲ爲スモ否決セラレルカ如キコトナカルヘシ

仍テ本件和議ハ之ヲ開始ス可モノト認メ前記意見ノ趣旨ノ通り意見ヲ付シタル次第ニ有之候

昭和 年 月 日

右整理委員

何 某 印

何々區裁判所

判事 何 某 殿

かうした意見書に基いていよく和議の開始が決定せられると、それに件々種々の効力が出て来て、債權者の一人から絶対に指一本さゝれないやうになり、更に和議管財人と云ふ者が選定せられて先の調査を更に調査した上で、債權者集會を開られ和議法及び破産法強制和議の準用により、その條件につき債權者の人員から云つて四分の三にあたり、且つ債權額から云つて全額の四分の三にあたる債權者の同意が得られれば、それで五年々賦でも十年々賦でもともかく和議の條件が確定するのです。

此の如くして一旦、和議の條件が確定した上はどの債権者からでも断じて、それ以上の請求を受けることはなく、且つ實は和議法の一大缺點だとしてブルジョア學者の攻撃してゐるところですが、和議條件の確定した後に債務者がその條件を履行しなくても、再び破産を申請せられる憂ひがなく、如何に厳しい債権者でも和議條件以上の請求は出来ないことになつてゐるのであります。

和議法に規定する和議は大體以上解説した如きものであつて、從來の三者執行だとか新會社設立だとか云ふ方法よりも遙に有力な小商人諸君の武器たり得るものでありますから、不景氣のどん底に悩む小商人諸君がこれを利用してすることによつて完全に因業非道な債権者を××ばして商賣を繼續せられんことを希望します。私はこの方法こそは債権者の振り上げた債権の行使をさしとめるものであつて、行使をそのままにして置いてそれから逃れたり、隠れたりする方法でないだけ多大の強みと意義のあるものであることを確信します。

不景氣は如何にして回復せられ得るか

謂ゆる金融恐慌以來の不景氣は、資本主義經濟の續く限り、決して永久に回復し得ない無産大衆の恐慌繼續であつて、資本家地主には却つてポロイ金儲けをするに都合の好い金融寡頭支配の資本集中を促進するものだと言ふ事は、私達の不斷に論唱して居る所です。だから、眞の景氣回復を望む者は××××××する其の日のために闘はなければならぬと云ふ事も亦、常に私共の絶叫して止まない所です。

どうです、論より証據の生きた事實は、かの金融恐慌以來既に三年を経過した今日に及んで所謂金融恐慌の整理が付いたにも拘らず、銀行の整理さへにも付いたら回復するだらうと言はれた其の不景氣が、少しも回復して居ないではありませんか、否、むしろ世間の不景氣は益々深刻になつて行くではありませんか。

にも拘らず、其の一面に於て、三井、三菱、安田等の大金融會社は、私共民衆の××を××たありあまる金の仕末に困つて居るといふことではありませんか。それは何のためかと云ふに、彼

等金融ブルジョアに率ひられる保險會社や大銀行も、資本を借りたがる者にはあまりにも不景氣なので危く貸せず、又何時崩壊するかも知れない資本主義的事業の見込が立たない敏感な企業家等は、すべての經營を手控へして居るために、金を喰らしてをるからなのです。斯うして少數資本家の手許に莫大の金がかき集められて仕舞つた無産大衆の困窮は、殆んど想像の外なる金の缺乏に苦しめられて居るのです。

しかも、就中、自ら耕して食ふ事にどうかかかつかの餘命をつないでは居るものの、現金がなければ鹽のひとツマミもなめられない農民が其の生活を年幾回かの僅かな収入によつて支へて行かなければならない悲惨は、實にその極に達してゐます。

X

先達、私が、仙臺に出張した際、私を出迎へてくれた農民諸君は、停車場前から裁判所まで片道五錢の電車が通つて居るにもかかはらず、その五錢の金がないばかりに、停車場から裁判所までテクつたのでした。警察では、農民諸君が故意にデモするのだらうと云ふて大騒ぎしたらしいのですが、事實は五錢の現金がないための必要に迫られたデモだつたのです。

否、たゞにそれのみではありません。何處の農民もですが、身體や品物で出来る事は何時でも

進んでやるにも拘らず、現金で……といふ事になると必ず尻込みされる其の態度を見る時、私は熱き涙を禁じえないものがあります。彼の法廷に握り飯を擴げる傍聴のデモには自轉車を飛ばして来てくれる農民諸君が、證人申請裁判續行の印紙代を出し合ふことに躊躇するのは、斷じて金が惜しいからでも、運動精神——階級意識に缺けてゐるからでもありません。全く金がないからなのです。だから、農村に於ける階級闘争の發展は、しばしば壓倒的な小作料減免要求を勝利せしめて、農民諸君の手にかかりの生産米を残し得るやうにしなければ爲りません。

X

然かも、そうした手許の米を農民諸君が賣り出す場合の價はと云ふと資本主義制度によつてあまりにも安く引き下げられて居ます。そして、買はなければならぬ物の價は、同じ資本主義制度によつて、あまりにも高く強制せられて居るのです。こんなことで、どうして農村の不景氣が回復し得ませう。生産した物は殆んど捨値に仕切られるか若くは、全然之を××せられて仕舞ふことに依つて、生産者たる無産大衆に生産物の價格が支配する權利も所有の權利も與へられず、然かも其の生活を維持するに必要なすべての物の價が彼等資本家地主によつて支配せられて居る今日の資本主義制度の續く限り、斷じて不景氣の回復はあり得ません、この故にこそ、不景氣に

これは勿論彼等に生産を支配する大資本があるからです。又、その生産品を販賣する上に最も利益の多い資本家地主階級を得意に持つて居て相當の全利息を見た上の津を地方出張の販賣に廻すからです。

だが、彼等が地方に侵入して大衆相手の安賣をするのはもとより安く賣らんがための安賣ではありません。彼等の意圖は、實に、地方小商人を全然蹴飛ばして、すべての販賣を一手に掌握せんがための商略です。だから小賣商人が其の良品販賣に堪へ得る間は、不景氣に苦しむ農村の無産大衆が安い良品を聰明に見分けて購買する販賣競争で、一時大百貨店の地方侵入を防止し得ませう。けれども、仕入に支配せられる小賣商人は、結局、生産までをも支配する大百貨店に陥みにじられなければならないでせう。

としたら、何時までも先の見とほしのついた販賣競争によつて裸一貫になつてしまはないうちに、都市大百貨店と競争して無産大衆を搾取しようとする商賣根性を棄て、仕舞ひ、むしろ何ものをも支配せんとする——然り私共の生命をも支配せんとする大資本の跳梁に對して闘争することに鋭意一番の階級的自覺を有つべきではないでせうか、そしてXXのXXなる大資本を驅逐しXXするXXの運動に奮起すべきではないでせうか。

三

それには、今日の農民は、いふまでもなく物資の原産者であります。と同時に加工品の消費者です。又、今日の大資本家は原産品の購買者であります、と同時に、加工品の販賣者として最後の消費者からのXXを恣にする者です、いひかへれば大資本家は、農民の原産物を安い拾値で買ひ取り、若しくは自ら地主として之を收Xすると同時に、消費者としての農民に高價な加工品を賣り付ける市場の購買價格を左右して巨利を貪るXXです。

然るに、同じ農村の一員であるにもかゝらず、今日の地方小商人が、農民大衆とは全然違つた立場に立ち、結局安く買つて高く賣りつけようとする大資本家を農民に結び付けて、その間に大資本家の搾取する巨利のおこぼれを拾ひ集めようとして居るのは、最も誤れる小賣商人の立場です。

何故なら、大資本の威力は今や、それ等の既成諸關係を一變させて居るからです、即ち、大資本家たる大百貨店の發展充實は、も早地方小商人の手引を必要としなくなり、直接農村に侵入し、すべての農民大衆と共に小賣商人をも自己の足下につなぎとめんとしつゝあるからです。而かも他の一方に於ては、資本家地主のX手によつて原産に購買に二重三重のXを蒙つてゐる農民

を物語る人間心理の微妙さに泣かされます。

然かも、所謂政府の役人等は、左様した内面的原因に對しては、故意に其の眼を閉ぢて語らず只だそれ、偶然の表面的事實のみをこれ見よがしに棒大して、働いても耕しても喰へない小作農民が、小作料減免の要求を以て地主階級に××する農民運動を不當なるものゝ如く逆宣傳するための材料にして居るのです。又それと同時に、農村の空景氣を煽つて、未だ醒むる事少なき多數の小作農民大衆を幻惑せむとして居るから、××たしくもなるのです。

二

それに就て、私の思ひ出させられる事は、ムツソリニの凶作豊年祭の話です——

景氣のいゝ空宣傳で、ファシスト獨裁の足下にあえぎ苦しむ無産大衆の目を覆はむとするムツソリニも、さすがに嚴然たる社會法則の必然には抗し得ず、ファシスト治下に於ける産業の三分の二以下に衰退しつゝあるのを如何とも爲し得ないのに業を煮やして居るそうです。

それもその筈でせう。やれ青年徴發だ、やれ何動員だといふ不斷の××訓練に引つぱり出されるファシスト治下の××獨裁に壓迫せられて大地に足のつかぬ農民や、極度の搾取に疲れ切つた身體をさらに牛馬の如く馴れ廻される労働者によつて絶対に生産の發展する筈がないからです。

こゝに於てか、ムツソリニ及び彼をめぐる一味一派の徒輩は、産業衰退の不景氣に伴ふ大衆の勃然たる不平不満を×ひかくすと共に、之を××せしめる手段の一つとして考へ出したものが、即ち、凶年の不作に泣く農民を騙り立て、空景氣をつけさせる凶年の豊作祭なのです。

いかにも、どんな不景氣にも自分等の牛飲馬食に事を缺かない彼等一味一派の徒輩は、こんな手品で大衆の不平不満を中和し得ると錯覺してもゐられませう。だが、生死の境に踏みにじられて居る無産大衆は、モハヤそんな事では欺かれない、不景氣の餓死か？ ××か？ と云ふ生きんがための鬭争に直面してゐます。おそらく、ムツソリニも凶年豊作祭の案出に一ト息入れる間もなく、さらに第二、第三の空景氣××策を考案しなければならぬこととせうが、極度の農村不景氣を知らぬ顔に産業立國策を吹き立てる「おらが首相」××××は、果してどんな空景氣の××策を講ずるでせうか？

かうした事を思ひ出すと、又、私は先達埼玉縣に行つて本年度の米作豫想に就いて、色々の事を話合つた際、勸業關係の一人が、今年の米作豫想は平年作以下だらうと思つて居たのに、農林省發表の平年作以上には實に驚いた、と語つて居られた事に、言外の意味を想起させられま

す。即ち、これなども、ムツソリニ式の空景氣××策なのでは無かつたらうか。——つまり、彼等資本家地主政府は、事實通りに今年以下は平年以下の作柄だと発表したのでは、此の不景氣が益々その凄慘を加へ来るであらうと云ふ事を怖れ、どんなに不景氣でも今年の作柄は食ふ物に事をかかないぞといふ××××××的發表を行つたのではないでせうか。

勿論、その外にも、今年は平年作以下だと發表せられたのでは、連作減免要求の農民運動がいよく全国的に發展擴大する怖れがあるので「然る可く」と云ふやうな地主階級の意圖が××××農林省を動かして居たであらう事はいふまでもありません。

三

斯う考へて來ると、私共は、なほのこと、農民の生活が益々悪化になつたとか、農民の間に高級品が消費されて居るとか稱する政府の役人等の云ひ分が、とりも直さず、農民の困窮を××××して現實の生活低下に××する農民運動の發展にブレーキをかけようとする××な××であることをはつきりと認識せられるのです。と同時に、所謂小作調停官を争議地たる農村の宿屋に泊らせそこに争議關係者の主だつた者を招いて之を××××せしめたりす事の一再に止らざる彼等のや

り口としては、けだしそれも當然の××手段なのであらう事に×りなきを得ません。

東京近郊でよく問題になる二業地三業地の許可の如き、何人が之を彼等の風紀頽廢助長策と考へざる者がありませう。もとより、それは彼等が自らの懐を肥さむがための××事件の取引でもあるには違ひありませんが、それと同時にそれが現實の生活低下から階級闘争に奮起せむとする無産大衆を××××せしめるための陥し穴でないと、果して何人が斷言し得るでせうか。農民の生活が向上したと×る彼等の言分も、斯うした××××××策略の一つに外ならないのです。

こんな事では資本主義の××する限り、どんなに空景氣ばかり煽つたところで農村の不景氣は斷じて回復しません。却つて労働者農民の生活は、日ましに惨めになるばかりなのです。そして大衆的闘争による××××××××、それ以外に、この不景氣より私共労働者農民動勞小市民無産大衆の解放せらるゝ道は一つも無いと云ふことを教へるのみです。

一年勞苦の結晶を奪ふ青田青稻 の假差押に直面して

あまりにも天候の順ならざりし、雨に風の日に惱まれて或る地方大雨後の水落しに、又、或る地方大旱り後の水引きに、夜の目も合せなかつた一年勞苦の秋の實りを喜ぶひまもなく、其の刈入れを前に小作農民の青田を差押ふる地主と×××との×××さこそは、小作人に對する小作爭議の挑戦でなくて何んでせう。

然かもやうやく青田差押挑戦に勝つて刈り入れが済むと今度は、稻架にかけた青稻と其れをこなした荒糶に對する假差押へをする地主と×××との意圖は一體何處にあるのでせうか。

私は信じます。——一年の勞苦に報ひられた秋の實りは絶対に之を金に代ふる差押への對象たることを許すべきものではありません。

私は、高松事件辯護の際に、小作農民の秋の實りに對する切々の情熱を痛感しました。夫れは恰かも畫家が畫き上げた繪を引き破られるか、彫刻家が彫り上げた塑像を破壊されたりする際の氣持と、農民が其の秋の實りの稻穂を踏みにじられる氣持ちとの間に、少しの差違も無いからです。然かも、畫家は直ぐその畫き直しも出来ませう。彫刻家も亦、彫り直し得ませう。併し、農民の秋の實りは、斷じて直ちに之をくり返へし得ない其の年の全收穫であり、又、來るべき一年間の唯一の生命の源泉なのです。それを農民自身の手から×××××ところの假差押へと、それを冷めたい金に代へようとする×××な競賣とを、どうして小作農民がだまつて見て居られる譯がありません。

私は、或る彫刻家が其の製作品を金に代へたために持ち去られやうとする前夜、それを人手に渡す事の悲しさに、然かも之を人手に渡さなければならぬせつまつた執着の情熱に堪へず我れと我が槌を振つて其の製作品を粉碎してしまつたといふ事を聞いたことがあります。實に一年勞苦の秋の實りを×ひ去られむとする農民の情熱はそれどころのものではない、悲しみと執着と呪咀の××とを錯綜して居るのです。之れけだし、そうした小作農民が青田青稻の假差押へに自分達の生産品を××し、自分達の生きる道を××せむとする者に對して、×ひかからず居られない所以であるのでせう。

個人主義經濟に立脚する國家 豫算の苛斂誅求

私共は、所謂財政學の初歩で、個人の豫算は入るを計つて出づるを制し、國家の豫算は出づるを計つて入るを制すべきものであるといふ事を教へられました。おそらく、今日教壇に立つて居る多くの經濟學者も、尤もらしい顔をしてさうした事を學生の頭に注入して居ることです。

だが、入るを計つて出づるを制すといふ個人の豫算は、それ自體既に反社會的な個人主義の經濟自滅を辿る以外の何ものでもありません。その生きた實證は、所謂貧民窟に乞食小舎よりもひどい細民長屋の殖へて行きつゝあるのも年毎に農村の疲弊破壊せられて行きつゝあるのも、みな資本主義的搾取と斯ふした個人主義の經濟自滅を勞働者農民動勞小市民無産大衆に強制する生活の悲惨をどん底にまで低下せしめて行くからです。一體、私共人間は生きむがために働くのです。諺にも、命有つての物種、といひますが、生きることこそは私共人間に取つての第一義的な問題です。働いても働いても生きられない社會には私共の眞の人生があり得ません。而かも、そ

の私共人間の生きることの後にして、資本家地主の儲けたいだけ儲けた滓を啜り得る收入豫算を以て、生きられたら生きろ、生きられなければ死ぬまでだ、といふ個人主義的經濟の原則は、本質的に反社會的なもので、私共無産大衆の生命を破壊せんとするものです。苟くもこの世に生きる私共人間は、生きることの自由なるが如く、生きるために必要なすべての物を要求し獲得するところの自由をも有してゐる筈です。従つて又、生きる事の保護せらるゝが如く、その生きるために必要な豫算の要求獲得をも保護せらるべき筈です。資本家地主共から投げ與へらるゝ事に甘んじた丈けの入るを計りて、いやでも應でも之に従つて生きるに必要な事を制せよといふが如き馬鹿な個人豫算の原則がどこにあるでせうか。

所謂財政學の教へる國家豫算の原則も亦、これと同様に不合理極まるものだといはなければなりません。——彼等資本家地主及びその××を奉ずる者共は、國家の豫算は出づるを計つて入るを制せよといひますが、夫れは出づるものゝ必要に應じて、いくら豫算を膨張させてもいゝといふ主張です。だがそれは、私共民衆にそれだけの負擔能力のある事を前提としてとなければなりません。勞働者農民動勞小市民の爲に必要な事業以上の税金を取り立て、居る彼等の××は暫く論外に置くとしても、私共民衆に負擔しきれないやうな豫算を編成するといふことは、タトヒそ

れが出づるに必要な豫算であつたにもせよ、斷じて許すことの出来ない税金の苛斂誅求でありま
す。よし理論上はどうあらうと、無い袖は振れません、瘦せ馬に重荷は負はされません。私共民
衆の負擔し得ざる收入を當てにして彼等の所謂出づるを計つた××豫算の編成には、×××××
××××××××××なければなりません。

豫算の編成と公債政策のからくり

國會 府縣會、町 村會等々、其の時、其の地方の選舉毎に一般大衆を×るに都合の好い、出
鱈目の政策實行を公約したことに些かでもの誠意を有する内閣であつたら、必ずや選舉の時に公
約した政策實行不可能の豫算編成難に政權を投げ出なければならぬでせう。又、彼等ブルジョ
ア既成政黨には、最初から政策實行の誠意が無かつたとしても、これあるものの如くにダマサレ
た一般大衆から、選舉公約の政策實行を勇敢に迫られたら、如何なる内閣でも必ずや各省豫算分
取戦の猛烈さに來年度豫算編成不可能の行き倒れを遂ぐべき筈なのです。

ところが、何處迄××しいのか、殆んど底の知れない田中前内閣は、選舉公約の政策實行をゴマ
カシた各省豫算の分取戦を例に依りて例の如き「おらが首相の決裁」に一任して其の一切を圓滿
に八百長し、之、新たに首相官邸に備へ付けられた丸テーパーの御蔭だ」と云ふブルジョア新
聞の痴け切つたゴシップ通り、資本家地主等との待合取引に依りて彼等の所謂圓滿豫算十七億五

千三百萬圓をでつち上げたのでした。

そして、與黨の政友會はタトヒ選舉公約の所謂積極政策を豫算に計上することが出来なくとも、昨年度の不成立豫算よりも、ヨリ幾分を増してゐるから積極豫算だと云ひ、野黨民政黨は、時の消極政策に依りて編成した片岡豫算と相近似して居る點に於て、積極政策放棄の消極豫算だと詰る得手勝手の論争をしたものです。ところで今度は十六億壹千萬圓の豫算を編成して極度の消極豫算だと致します。

だが、等しく資本家地主のXXをXする彼等ブルジョア既成政黨對立の財政方針が消極的であらうと、又、積極的であらうと、私共労働者農民勤勞小市民無産大衆に取つては、其の本質上のXX豫算たる點に於て何等の相違でもありません。

何故なら彼等の消極的と云ひ積極的と云ふのは、結局、今日直ちにXXするか、明日まで待つてXXするか、乃至は、XXの餌を與へて營養させずに頭からXXするか、XXの餌を與へて營養させた上でXXするかといふXX豫算たる事には何ん等の相違もないからです。更らに左様したXX豫算の本質に就いて云へば、其の政權をXXして如何により多く私共労働者農民勤勞小市

民無産大衆の膏血XXするかの懸引に外ならないからです。

この一事をはつきり認識して居さへすれば、彼等がどんなに巧みな豫算計數を擧げて、積極的だ、消極的だといふXXの假面を被つてみせやうとも、決して左様した假面のXXに迷はされるに及びません。が、しかし、それにしても國債六十億の豫算編成に就いて、そのXX豫算たる本質を最もXXに遺り繰りして居るものは、彼等の所謂公債政策であります。

二

そもそも彼等の所謂公債政策とはどんなものでせうか。——碎いて言へば、それは、公けに申込んだ國家豫算の借金政策なのです。そして所謂借金政策なるものは、個人の豫算として甚だ香ばしいものではないのと同様、國家の豫算としても、決して堅實な財政方針ではあり得ません。寧ろ今日の豫算にして眞に労働者農民勤勞小市民無産大衆の爲めに、借金しても遂行しなければ爲らない程切迫した事業があつたら、そして、其の事業の必要を諒解して金を貸す程の金持ちがあつたら、その金持ちこそは、キツト労働者農民勤勞小市民無産大衆から搾取した資本家地主が家主に違ひないので、それをXで吐き出さした處で何の仔細もない筈なのです。

にもかゝらず、資本家地主のXXをXする彼等ブルジョア政治家共は、黨勢擴張の利権漁りと民衆をXXする解放運動XXのために、所謂積極政策と稱して、各種の事業を施設計劃し、それに必要な費用のXれる丈けを税金でXり上げた豫算の不足を借金するのが、彼等の所謂公債政策なのです。おゝ、何と云ふXXでせう。

だが、それは、結局、も早彼等のこれ以上増大する税金の苛斂誅求に堪へ得ないほど労働者農民勤勞小市民無産大衆の踏みじられた貧困化に反比例して、彼等の利権漁りや民衆XXの政策に莫大な資金を要する政治のXX化を公債應募と云ふ名目で歓迎するところの少数階級——即ち腹一杯を黄金にだぶつかせた資本家地主階級が存在するからに外なりません。

だから、彼等の所謂公債政策なるものを斯ふした見地から解剖すると、多数の無産者が生きるに必要な物をすら得られないで居る一方に、無産者のXXをXX取つて肥える少数の資本家地主共が、その有り餘る財力の一部を割いて絶対に貸し倒れない公債に應募し、いやが上にも手数料とか利息とかの名によつて間接的に民衆のXXを企てて居るのだと評して良いのです。

X

故に、如何なるブルジョア既成政黨が成立したときにも必ず其の政綱の一に掲げられる財政税制の整理にして、それが眞に、有るものからのみ取つて無い者からは取らないと云ふ負擔の公平を基準として——即ち、眞の財政税制整理はある者に費用を負擔せしめて労働者農民勤勞小市民無産大衆のために必要な事業を施設し依つて以て生きるに必要な物をすら得られない無産者に、ある者の所有を融通提出せしむべきものだとしたら、公債などといふ不當な借金政策を撤廢して眞に必要な事業のための費用は、公債に應じ得る資本家地主階級に負擔させる税金として之を課すべき筈のものなのです。

が、然しながら、資本家地主階級のXX今日政府には、三才の童子も理解し得べき斯ふした合理を理解する事が出来ないのです。否、理解したところで、斷じてそれを實行し得ないのです。何故なら、彼等は、私共無産大衆の貧困化を十分に知つて居ますから、イヤそれを知つて居ればこそ——それを十分に知つて居ても、尙ほ且つ資本家地主にXXなるXXをXせんがためには、直接民衆に對して増税すると必ずや之がXXの捲き起されるであらうことを怖れて、資本家地主が労働者農民勤勞小市民無産大衆からXX取つた金をさらに有利な條件で借り出し、それをまた資本家地主等に都合のいゝ事業施設のために使用して、いやが上にもその懐を

肥させ得ると同時に、その償還辨済のすべてを、既定歳出の豫算に編成して、年々徐々に民衆の肩に課する公債政策をとつて居るのでせう。

而かも、それは國家の豫算のみならず、府縣、市町村等何れの豫算に於ても、全然同じことなのですから、所謂公債政策なるものに存する彼等資本家地主及びその××を×する政府の意圖の何ものであるのかを見出さなければなりません。そして、私共無産大衆の苦しめられ虐けられた生活を人間らしくするためには、何者と如何に×はなければならぬかと云ふことをハツキリ見究めなければならぬのです。

不景氣の生活難に處する無産者

モラトリウムの提議

不景氣の生活難に苦しむ無産者と首縛りの足を引く資本家共

身を粉にして働いても、取り度いと思ふ金は思ふように取れず、あまりに非道い貪り方と憤つても、取られるものは情け容赦も無く取り立てられる不景氣の生活難に苦しんで居る無産者は都會に在るものと農村に住むものとの誰れ彼れを問はず皆な一樣に此の年の暮をどうして越せばいゝかに迷ふて居ます。

ところが、左様した不景氣の生活難に苦しんで居る無産者の弱味に突け込んで、大きな金儲けをしようとするものがあるから、驚かざるを得ません。ほんとうに、呪ふべきものは金融資本家共のハビコル現代社會で、私共の憎まずに居られないものは、有るが上にも金を儲けたがる資本家と、其の手先に爲つて、首くゝりの足を引つ張るようなブルジョア運動屋です。

其の最も適切な實例は、此の年の暮を目掛けて、著しく猛烈に爲つた高利貸連の金融勧誘です。彼等は此の年の暮を前にして無理にも小商人の無産者に金融を計らせてあくなき搾取をほし、いまにしやうとし、口實を設けて僅かばかりの物件をすてうりさせるやうなことを説き廻つて居ます。來年の百圓よりも、暮の二十圓なり三十圓なりを手にして苦しい此の年さへ越せば、今が不景氣のどん底なのだから來年に爲つて景氣が恢復すれば息もつけるだらう、と説くのが其の手です。

かくして、彼等運動屋連は、いざと云ふ場合の萬一に備へた無産者の血と膏の結晶たる預金を切捨てさせ、そしてその莫大な切捨て部分を自己の金儲けに奪ひ取らうとしてゐるのです。そして、只さへ不景氣のどん底に苦しむ無産者が、年の暮に直面して一錢の金を二つに割つても使ひたいと云ふ苦しさから、來年になつたら、やがて景氣も直るだらう、と云ふ空頼みや、來年は亦來年の神が護るだらうと云つた諦めによつて彼等の陰險卑劣な勧誘に胡魔化されようとして居ります。

死ぬまで平熱にならない肺患者と資本主義没落期の不景氣

成る程、どんなひどい工面をしてゝも、不景氣のどん底だと定つて居る今年の暮さへ越せば、來年の景氣がキツト直ると云ふなら夫れもいゝでせう。

だが、それは、果してほんとうでせうか？ 昨年の政友會豫算閣議に於いて、來年の景氣問題に就て三土藏相が酒造税の自然減収を見つめたのに對し、何事にも我武者羅な鈴木内相は、來年の景氣はキツト直る、殊に御大典の式もあるのだから大いに酒が飲まれるに違ひない、然るに酒の自然減収を見つてもるが如きは甚だ不都合だ——と云つたそうです。夫れから種々他愛の無い議論に花を咲かせた揚句の結論は自然減収位の酒は俺れ一人でも飲んでみせる、と云ふので、結局、來年の景氣は直る、と云ふ事に決定したさうです。

來年の景氣が直ると云ふ論は、大がいかうした程度の囁語に過ぎません。何故なら、現在のやうな資本主義時代の慢性的不景氣は、その不景氣の根本である資本主義そのものを××××××××は、決して恢復するものではないからです。

たとへ、一時景氣がよくなるやうな事があつても、それは、ほんとうに景氣が直るのではあり

ません。丁度、熱に苦しめられて肺病患者の體温が、どうしても健康體の平熱を保たず、毎に上つたり下つたりしてると同じく、眞に財界安定の景氣を恢復し得ないのが、没落期に入つたほんとうに呪はしくも憎むべき資本主義經濟の現社會を特色付けて居る不景氣なのです。だから、不景氣は段々ひどくなるばかりであつて、來年になれば、キツと景氣が良くなる、など云ふ事は、一時氣休めの夢想空想に外なりません。況んや、どんな無理策段をしてども此の年の幕を越しさへすれば、來年は景氣が良くなるだらう——などと云ふ空頼みから、此の不景氣を利用して金儲けをしようと云ふ資本家共の隠謀に服従して、その跋扈の根を固めるやうな事をしたら、なほさら不景氣がひどくなるばかりです。私共は、如何に此の年の幕が苦しくとも、よく此の點を考へて見て、ほんとうに無産者の生活の樂に爲る新しい社會の一日も早く造り出さるる無産者運動に奮起しなければ爲りません。

不景氣の正體は勞働收入と生活支出とに對する金融資本の支配

それにつけても私の甚だ心外に堪へない事は、未だ、一般に不景氣の正體がよく分つて居らないやうに思はれる事でありませぬ。

これだけ不景氣に苦しめられて居りながら、其の不景氣の正體が分つて居ないなどと云ふ事はあまりにも迂濶過ぎます。又、不景氣の正體がどんなものであるかも分らずに、來年になつたら此の不景氣が直るだらうなどと考へて居るのも、大へんな間違ひです。

一口に言ふ不景氣の正體は、無産者が金融資本家共に支配せらるる實際生活の苦しさを指すです。——無産者が自己の生活に必要な金の収入を職業を求めても、その事業を支配して居る金融資本家が、生産をサポート・ジユするために、事業を縮少するとか、工場を閉鎖するとか云ふ場合には、何等の資本も生産要具も所有して居ない無産者の要求は、一も二もなく拒絶せられてしまふのです。又、たとへ、やうやく職業だけは得られても、その職業に伴ふ賃銀の収入が、金融資本家によつて値下げせられると矢張り、其の生活に必要な収入が得られないのです。かうして金銭が人口の莫大な數を占める無産者大衆の手には行き渡らず、極く少數な金融資本家の金庫の底にのみ溜つて行くので、有る所には金がウナル程あつても、一向金融の途が開かれない不景氣のどん底が何處迄深く爲つて行くか判らず生活難の苦しみが加はるばかりなのです。

處が、一方現在の生活は都會でも農村でもすべて貨幣化せられて居るので、金がなければ着る

物も買へず、食物を求めざる事も出来ず、強制執行の脅しを以て取り立てに来る税金を拂ふ事も出来ず、所謂教育を受けることも出来ません。先づ金と云ふものが無ければ、いくら金を生み出す労働力があつても、或は、労働力に依りて自己の生産した物があつても其の物丈けでは現在の生活維持してゆく事が出来ないのです。

其の爲に、取るべき無産者の収入は思ふ半分も得られず、而かも、税金は上る一方で、物價も安くならず、その支出をどうして行くかと云ふところに、所謂不景氣の峠があり、この峠を如何にして越すかと云ふ悩みが天井知らずに無産者を苦しめる生活の破綻であるのです。

即ち、不景氣の正體は、之をどん底として見れば、無産者の収入が、金融資本家共の支配を受けて、どこまで少く爲つてゆくか分らぬと云ふ事であり、これを峠として見れば、同じ金融資本家共の支配を受ける生活費の支出などが、どこまで高くなつてゆくか、と云ふ事になるのです。

休銀の支拂猶豫と無いより強いものはない無産者モラトリウム

にも拘らず、此の不景氣を利用して無産者の血と膏を絞り取つて、金融資本家共の支配の根を固めようとする運動星連の毒牙を研ぐし、金融支配の籠絡に乗せられ來年になれば景氣が恢復

するだらうから苦しい此の年の暮さへにも何とかして越せばいゝ、などと考へて居るのは、まことに御目出度い話であります。

私共の觀るところでは「資本主義經濟の續いて行く限り——即ち金融資本家共の經濟支配に據つて、政治を行ふ今日の帝國主義的××××××××××××××××××××××××——不景氣は、ますます猛烈になつてゆくばかりです。

故に私共は、不景氣が益々ひどくなつて、戦ふ力がなくなつてから目を醒ましても間に合ひませんから、今のうちに不景氣の根と正體をはつきり見定めて、無いより強いものの無い無産者の事實的威力を發揮しなければ爲らないと考へます。必要な時には何時でも引き出しに應ずると云ふ約束で預かつた銀行預金でさへも、事實支拂ふべき金が無ければ支拂を猶豫して貰つても良いと云ふ、モラトリウムの法律を銀行業者の爲に制定して遺る今日の國家です、況んや、躬を粉にして働いても働いても、借金の返せない我々無産者の爲めに、事實支拂ふべき金の無いものは、其の支拂ひを猶豫して貰ふても良いと云ふ無産者モラトリウムの許されない筈がありません。

どんな豊作でも景気が良くなるなら農村の小作農民の現状

所謂不景気の正體に就いて、農村の例を引くと——今年は大變に稲作が良いから、きつと景気がよくなるだらうと思つて居る人が澤山あります。

だが、此の稲作なるものは、毎年の稲作であり乍ら、毎年平均の作柄を見る事の出来ないもので、十年に一度の大凶大豊、五年に一度の小凶小豊があるので農林省の統計でも七年の平均を見た上で無ければ平年作の標準が立てられないと云ふて居ります。だから農村従來の不作に依る不景気は豊作の年の恵みを以て償ふと云ふ事にして居たものです。そこで、今年の稲作が良いと云ふ事から、矢張り従來どほり、これまでの缺損を償ひ得るものの如くに觀てゐるらしいのです。けれどもいよいよの結果は果してどうでせう。

今日では、従來のやうに、農村の生活が、その年の稲作の良い悪いのみによつて、良くなつたり、悪くなつたりしません。すべてその稲作の結果を金に代へて生活しなければならぬやうになつて來た關係上、どんなに今年の稲作が良くても、之を金に代へた結果は米價が安いため——實は、米の購買者たる無産者は、依然として高い米價に苦しむのだが、農民と消費者との中間で

×××××奴等があるために、農民の手に這入る金が少くないので、其の生活は益々苦しく爲るばかりです。少しも農村の景気は良くなりません。一體、地主等従來の支配階級が、農村の小作人を搾取する方法は、小作料を取り立てると云ふ事だけだつたのですから、豊作の場合には、その小作料を納めても残るものがあり、その残るものが多ければ多いいだけ、生活が豊かになつたわけです。けれども、農村の生活が農村の生産物を以て自給自足し得た時代と異り、すべてが貨幣生活化せられて居る今日では、決して小作料を取り立てる事ばかりが、地主等は現在の支配階級とが小作人を搾取する方法ではなく、肥料の賣り付け、農具の賣り付け、税金の取り立て等々が、皆小作人を搾取する手段に爲つて居るのです。だから、今日の小作農民は、小作料を納めた残りのものは、全部金に代へて仕舞はなければならぬ状態に突き落されて居ます。

かうして、金に代へる稲作の收穫が、どんな豊作でも米價下落のために少なければ、自然自家の食糧米までも金に代へなければならぬ事と爲り、稲作がいくら良くとも、農村の景気は少しも恢復せられないのです。

生産米が殖へながら粟や麥を喰つて飢を凌ぐ朝鮮農民

その最も良き一例として——朝鮮總督府の出して居る統計を見ると、朝鮮の産米は最近の十年間に五百三萬七千餘石も増加してゐます。然るに、左様した産米増加のために働いた農民の食糧米は、少しも殖えて居りません。

しかも、一方、人口統計から見ると、人口が二割も殖えてゐると云ふのです。こゝに於てか、食用米一人當り、十年前八斗であつたものが、十年後の今日では六斗に減少してゐるのであります。と云ふのは、朝鮮農民が米よりも良い食用物を食ふことになつたからでもなければ、朝鮮農民の食慾が減少したからでもありません。實に、彼等が、米の代りに粟や麥等を食はなければならなくなつたからなのであります。それは、滿洲方面から粟や麥や豆粕類が、朝鮮農民の食用品として盛に移入せられつゝある事によつて判かる悲惨な事實です。

即ち、農民の汗と膏によつて産米は増加せられたにもかゝらず、この産米増加の爲に働いた農民は、今や、其の食用米を二割も減少して他の雜穀物で飢をしのがなければならなくなつたのです。朝鮮の農民は、曾つて少き米を生産して居た時には、米が食えたのに、多く生産するや

うになつた今日、米を口にする事が出来ないのであります。然らば、その増加した産米は、一體どうなつて居るのか——と云ふに、それは、みな日本の資本家に吸ひ取られてしまふのです。

元來、朝鮮の産米増殖計畫は云ふまでもなく、朝鮮農民の事業ではありません。日本の資本家が總督府の手を通じて其の資本を動かし、朝鮮農民を働けるだけ働かして××××××××××と純然たる資本主義的××××××××××の事實を明かにするために、統計を擧げてみると——朝鮮の産米が十年間に五百萬餘石も増加したと共に、今日朝鮮から日本に移入される米の額は、十年前に四十萬石なりしものが十年後の今日は其の十倍の四百萬餘石に達してゐます。

私は、今茲で、その搾取方法を細かに解剖はしませんが、ともかく、産米が増加しても移出米が増加した結果は、その産米増加のために血と汗を絞つた朝鮮農民が、以前に食へた米も食へず今は粟や豆粕を食はなければならなくなつたと云ふ事實を擧げて、稲作が良ければ必ず農村の景氣が恢復する、と云ふやうな單純な考へ方の甚だ誤れるものである事を指摘して置きたいので

不作の年に平作の年よりも多くの生産米を出したのは何故か？

かく言ふと、それは朝鮮の例で日本は違ふと言ふ人があるかも知れません。そこで、私は、もう一つ日本の例を話して置きます。

新潟縣の大正十三年度は、小作人が不作だと云ふので違作引を主張したのに、地主は平年作を主張して争ふた結果、最も多く法廷に訴訟事件の運ばれた年です。

その時、小作人側が立見坪刈全刈等々の證據に依りて、十三年度の違作事實を立證したところ地主共は、その違作ならざる證據として、十三年度の生産検査を経た米石数が、平作年度のそれよりも多い、と云ふ事を挙げ、彼等の一味たる縣の技師を呼んで、その立證をさせました。これだけは、統計的數字に依る證言で、虚偽ではなかつたのです。

けれども、不作なりし十三年度の生産石数が、平作年度の生産量より多い理由はない、と云ふので、小作人側が段々調査して行くと——從來の平作年度には生産検査を受けずに自宅の食料米を貯藏し、賣り米だけ検査を受けたのだが、十三年度は、漸次農村の生活が苦しく爲つたので、貨幣化せられた生活を支へる爲めには食料米をも挙げて生産検査を受け、其のすべてを賣り出さ

なければならなかつた結果、検査を受けた石数が、不作であつたにもかゝらず、平作年度の夫れよりも多くなつたのだ、と云ふ事實が分つたのです。そして、かうした事實は、今まで生産検査を受け得らるゝ程度の丸い米を食ふてゐた農民が、今や検査を受け得る限りの米は、すべて之を賣り拂ひ、自分の口には生産検査を受けられない程悪い不合格米や、良い米を賣つた金で買った外國米や麥等を食はなければならなく爲つたと云ふ生活程度の低下を證明して居るのです。

以上は、稲作が良いから景氣が直るだらうなど、云ふ事は決して考へられない事と——そして金融資本家共の専横な支配から脱するに非んば、この不景氣は何時迄續いても、復しえないものだ、と云ふ事を悟らしむる生きた例證であります。

米價が安くとも値の下らない家賃問題と貸家

又、もう一つの見方として、米が安ければ物價が安くなる、と考へて居る人々があります。

いかにも、日本の物價を支配すると言はれて居る米價の安い時には、概して、物價が安くなるのがこれまでの例でした。

併し、近來の物價は、決して米價が安いからと云ふて、その米價に支配されては居ません。而

かも、現在、米作が手控へされないので自然のまゝの豊作を見ても、これを消費者に賣り渡すのは直接の生産者たる農民からではなく、農民と消費者との中間に在る商人で、政府は農民から米を賣り出させる時には、生産が多いからと言ふて、米價を安くさせて置き乍ら、農民の爲めに制定したと稱する米穀倉庫法等の買占めや賣り惜みに關する法律に依つて、米を消費する都會の無産者の買ふ時には、強ひて米の値段を引き下げぬやうにして居るのです。

その他、家賃なども同じことで、景氣が悪ければ當然家賃が下る、と思ふても、それは間違ひです。いかにも、家賃の金額そのものみに就いて言へば、下がる場合が無いとも言ひませんが、景氣の悪い爲に收入の減じた點から考へてみれば、むしろ家賃が上つたと言はねばならない場合が多いのです。

多くの人は、貸家の殖えた事を以て家賃の下る前兆だと見て居るが、私共から言へば、貸家の殖えるのは、家賃が高い證據です。何故なら、今まで一軒の家を借りて居た者も、景氣が悪くて収入が少く爲つた爲に、高い家賃が拂ひきれず、間借りをしたり、甚だしきは夜逃げまでしなければならなくなつた結果の空家だからです。

其の外、最も組織的な物價を下けない方法として操業短縮等と云ふ事が行はれて儲けんがため

の所謂事業家——資本家——が、今日その事業を手廣くして儲けを少くするより、事業を手控へして利益を維持する方が有利だと云ふので、多くの労働者従業者等を失業の犠牲にして居るのだから、如何に景氣が悪くとも、順當に物價の下がる譯がありません。

斯のやうに物價は下らないので生活費の支出が依然として多くを要するにもかかはらず、収入はどこまで減じて行くか分らない不景氣と無産者の生活難——これは、すべて、金融資本家が一切の經濟、政治を支配して居るためなのです。故に、此の金融資本家の××××××××××事のみが、眞に不景氣を恢復せしむる唯一の方法であり、又、その時が眞の解放の時なのであります。

だが、併し、××××××××のないうところに脱却も解放もありません。支配に屈從して居れば、益々その支配力が重加するのみです。此の慢性的不景氣に苦しめられて居る我々無産者は、今、起つて、この不景氣の根本たる金融資本の支配と闘はなければなりません。益々重加する金融資本の支配力に壓屈せられて動きがとれなくなつてから悲鳴を擧げて遅いのです。それは、謂はゞ死人が如何に人口呼吸を施しても、最早生き返へらないのと同じことです。

不景氣の生活難に處する無産者モラトリウムの提議

こゝに於て、私は、金融資本の支配に××××するために、彼等金融資本家共か遣つて見せた支拂猶豫の方法を逆用して最も苦しい此の年の暮の不景氣に處する事が、所謂法律的闘争の一番良い方法だと思ひます。

支拂猶豫の如何なるものであるかは、詳しく説明するまでもなく、次の條文を見れば分る通りです。

第一條 昭和二年四年二十二日以前に發生し同日より同年五月十二日迄の間に於て支拂を爲すべき私法上の金銭債務にして勅令を以て指定する地區内に住所又は營業所を有する債務者の負擔するものに付ては二十一日間其の支拂を延期す。

即ち、支拂猶豫とは、拂はなければならぬ義務に屬する債務でも、之を拂ふために金融資本の支配を破綻せしむる恐れのある場合には、その支拂ひをしなくともよい、と云ふのです。彼等資本家階級は、金融資本の支配を維持する必要上その破綻を防衛するためには、何時でも引き出しに應ずると云ふ約束で預つた銀行預金さへも、尙ほ且つ支拂を猶豫して、その機能を自制する

事を國家が許して居るのです。

自ら生きむがためには、他を斃す事も正當防衛として許されるのだから、況んや生活權の主張の爲にし、金融資本の支配のために不景氣のどん底に突き落されたり、その時に吹き上げられたりして苦しんでゐる我々無産者が、その苦しい生活難の支配から解放せられむがために、之を戦ふ事のみ許されない筈がありません。

人生は事實です、生きて居る事は、最も嚴肅なる生命の實在です。私共人類にとつて、その生きる事より大切な事はありません。

茲に、私は、我々無産者が此の生きる權利の主張に依つて、彼等、資本家階級——支配階級が彼等自らのために作つた法律を逆用し、金融資本の支配と闘ふべく、無いより強いものは無い、無産者の事實的威力を發揮承認せしむる無産者モラトリウムの實行を提議します。

休銀整理の内容曝露と預金者の自覺

無産者泣かせの大晦日と休銀問題

一錢の金も二つに割つて使ひ度いといふ無産者泣かせの大晦日は、今年ももう直きです。夫れに付けても、癪に觸はるものは、所謂休銀問題ではありませんか！一體、無産者が汗と膏を絞つて萬一の日に備へた、粒々辛苦の銀行預金を踏み倒して仕舞ひそんな所謂休銀問題は、果してどうなるのでせうか？そして亦、どうすれば良いのでせうか？

實を云ふと、其の整理案に就いては各方面から種々に論じ盡くされて、殆んど餘すところがないと云ふても良い位です。

だが、私が見るところによると、最も大事な或る一點が未だ論じられて居らない遺憾があります。

それは何かと云ふに——休業銀行の整理は、最も完全に十二分の成功をしたにしても、結局

預金の全部が支拂はれることであり、そして、其の預金が全部支拂はれさへすれば、それで天下泰平、此の世の不景氣の風がナギ止むものゝ如くに考へられて居るらしい點であります。

人間生活の安心立命

いかにも、資本主義的制度の一大魅力を形に現はした金銭と云ものゝ萬能力に人間生活の安心立命を置く人達に取つては、所謂休銀の整理が十分に成功して預金の全部が取れると云ふことになれば、それに越した大満足は無いと思つて居ませう。

が、しかし乍ら、私は、今度の休銀問題について、人間生活の安心立命を金銭の萬能力に置くことの如何に危険なものであるかと云ふことを、所謂休銀問題がその預金全部を拂ひ戻すまでに十二分の整理を成功したところで、いつ如何なる場合、又、再び今度の様な經營破綻の銀行休業問題が起らないとも限らないと云ふ事に就て、一般の人々が深く考へて見なければならぬと思ひます。

資本主義制度の權弊と銀行の職能

一體、私共が、資本主義といふものを根本的に攻撃するのは、そもそも何んの爲か、と言ひますに、それは、資本の私有に基く餘剰價値の搾取、即ち資本を有つて居る者が、無産者から其資本を以て働かせた汗と膏を搾り取る點にあるのであります。然かも、その餘剰價値搾取の不合理をネズミ算の如な加速度的に助長促進せしむるものは、其の資本の「蓄積の利用」にあるのだからなのであります。そして、そうした餘剰價値を蓄積利用する爲に、最も便宜な方法は貨幣制度即ち金銀制度なのであります。現在の銀行と云ふものは、さらに資本主義の根本的不合理を逞ふする餘剰價値の搾取と蓄積利用とを便宜にするための機關なのです。

故に、私の徹底的考察に従ふ休銀問題の整理は、如何に圓滿十二分の整理を成功して、その預金全部を拂ひ戻す事に爲した處で、決して、資本主義に付きもの、不景氣が恢復せらるゝわけのものでも無ければ、預金者の生活が眞に安定すると云ふわけのものでもないと考えます。

早い話が、休銀整理資金の全部を國家が引き受けて補償して呉れた所で、其結果は紙幣濫發通貨膨張の物價騰貴に苦しむのみであらうことは、無理に煽つた好景氣は、必ず、物價を暴騰せし

めた事でも判かるでせう。

大震災火災と保険制度金銭萬能力の破綻

私は、この事について、かの關東大震災當時に痛感した悲惨な實證を語つて置きたい。

それは、人間生活の安心立命を金銭萬能に置いて保険制度を唯一の頼りにして居た人々が、彼の震災當時、震火罹災保険金支拂無責任の聲明に其の信頼を裏切られた際の狼狽振りは、何人の記憶にも未だ新たでせう。

何ものにも代へ難い生命をさへも、金に代へて之を償はんとするものが生命保険であり、焼けてしまつた物質滅盡の社會的損失を個人的に償はむとするものが、火災保険である等の保険制度は、資本主義の一大魅力を形に現はした金銭萬能に、人間生活の安心立命を置くものである事は更めて論ずるまでも無い事です。

だが、左様した保険制度にして、眞に人間生活の安心立命を置くに足るものでしたら、損害が大きければ大きいほど之を償ひ得る大きな彈力を持ち得る筈であります。にも拘らず、小さい損害は之を償ふ事が出来ても、大きな損害は之を償ひ得ない、と云ふ點に於て、所謂保険制度の破

綻を曝露したものは、實に、かの震災當時に於ける震火罹災保険金支拂無責任の聲明だったのです。

第五十三議會で問題になつた震手法案も、若槻内閣瓦解の動因となつた裏銀補償問題も、すべては其の頼るべからざるものを頼りとし、焼けて無くなる家屋滅盡の社會的損失を各個人の補償に約した等の保険制度、金錢萬能信賴の破綻だつた——と云ふ事は、あまりにもナマナましい悲惨な實例なのです。

休銀問題の整理と一般大衆の惡夢

私が、此度の休銀整理問題に就いて、一般大衆に考へて見て貰ひたいと思ふ事は、たゞ、休銀がその預金全部を拂ひ戻すやうに整理されさへすれば、それで預金者の生活が、最も安全に保證せらるゝものゝ如くに論ぜられて居ることの、如何に誤つて居るか——と云ふ事なのです。

おそらくは、いかに休銀問題に關する整理案を立てゝみても、預金全部の拂ひ戻される氣づかひのないことは、村井、中井兩銀行の眞つ先きに發表した整理案によつて見ても明白だらうと思ひますが、山茶花局の末路に哀傷の涙を呼んで其の一切を賣り立てた村井銀行の整理案でさへも

預金五割の切捨てを目論んで居るのですから、斯ふした銀行整理及び金錢萬能力の銀行制度に、人間生活の安心立命を置く事が、どれ位當てにならないものであるか、と云ふことが判かりませう。と同時に、銀行の存在は、搾取した餘剩價値の蓄積利用を職能とするものであるといふ事を認識して、その存在による資本主義的金錢萬能の魅力が其の如何に惡夢であるかと云ふ事も判かりませう。

これ、私が、此の休銀問題に關するこれまでの批判に飽き足らざる一點として、又何人によつても、未だ會つて論ぜられて居らない重大な問題として、こゝにこれを指摘する所以なのであります。

休銀整理と内容曝露

しかしながら、以上私の休銀問題に關する徹底的の考察は眞の根本論なのですから、直接預金者諸君の爲に役立たうとは思へません。

だから、以下實際問題としての休銀整理に關する本質的解剖の曝露を試みて、預金者對策の參考に供しませう。

其處で、私の先づ、第一預金者諸君に警告したいことは、所謂休銀整理の内幕は果してどんなものか、といふ事の曝露であります。何故かと云ふに、私の職務實際に経験したところに依れば所謂休銀整理に銀行當局の名案を求める事自體が、すでに休銀當局の欺瞞だと云ふ事を自覺しなければ爲らないと思ふからです。

破綻する善の無い銀行の休業

元來 銀行が最も精密を極めた銀行法規に依り、一つの營利事業として目論まれたものである限り絶対に損失を生すべき筋合のものではありません。たゞ、其の目論見通りの預金がない時にのみ損失を生ずることを豫想し得るのが、其の堅實を稱せらるゝ銀行經營の常例であります。しかも、所謂休銀問題の破綻を惹き起す銀行預金の整理問題は、いつでも資本金以上に預金のあり過ぎる場合なのであります。

故に、最も精密を極めた銀行法規通りに、又、營利事業としての目論見どほりに經營せられてさへ居れば、絶対に損失の起らない善の銀行破綻が、休銀問題を惹き起す所に所謂休銀整理の内幕があるのだといふ事は、誰れでも想像し得ませう。左様した銀行經營に就て、此度の如ふな休

銀問題を惹起したのは、必ず銀行法規に違反した犯罪があつたか、或は、その目論見に添はない思惑があつたかの結果に違ひない事は、すべての休業銀行及び休業會社の内幕が一度び刑事事件となつて法廷に曝露せられた場合の陰險惡辣が、最もヨクこの間の消息を實證します。

こゝに於てか、所謂休業中の整理と稱するものは、表面、預金者の爲めに、その預金を拂ひ戻さんとす資金の回収調達を計るものゝ如くに宣傳して、誠しやかな休業整理の廣告もすれば、又、諒解も求めてゐるのですが、其の實際は全く然らずである事を覺らなければ爲りません。

彼等の休銀整理は證據煙滅

彼等の所謂整理は、預金者に對して其の預金を拂ひ戻さんとする資金の回収調達を計る爲でも何んでも無いのです。彼等の銀行を休業しなければ爲らないような破綻の結果を生んだ銀行經營の、不法不當なりし銀行法規違反の證據煙滅か乃至營業目論見以外の思はくに銀行預金を詐欺横領した犯罪の證據煙滅か、或は民法商法上の責任を負はねばならない重役當局等の財産の隠匿か又は減資による責任拂込義務免脱等を計り、さてそれから「さあ、この上はどうなり勝手にせよ」と云ふて預金者の前に銀行の整理を投げ出し、預金者諸君に幾分でも取れば取り得たと諦めしむ

るやうな彼等自身のための整理であつて、決して預金者の爲の整理ではないと云ふ事を覺らなければ爲りません。

無誠意無能力の彼等に整理は不能

更らに、もう一言忠告したい事は、整理は缺損の挽回でなければならぬと云ふ事でありませぬ。正當の事業を正當に進め得ない不誠意か？ 無能か？ の二つの中の一つに就つた銀行當局に、どうして銀行經營を整理挽回する能力と誠意とがあり得ませうか、と云ふ事でも、亦、彼等休銀當局に整理の名案を求むる事のあまりにも迂愚な事を覺らなければ爲らないでせう。

かうした意味に於て、所謂休銀の整理を休銀當局者に委せて、名實相伴ふ整理を待つて居ると云ふ事は、預金者諸君の不覺だと云はなければ爲りません。と同時に、休銀當局の休銀整理案を求むる意見は、どの方面から、どのように餘す所なく論ぜられても、そうした休銀當局の整理を待つて居る事は、恰かも、Xが利息を付けて盗品を返しに來てくれるを待つのと同様斷じて當てになるものではありません。

其の事は、ブルジョア經濟學者や銀行業者等の休銀整理意見として、もつとも力説せられな

れば爲らない株式の未拂込が少しも力説せられないで「預金切り捨て」問題と「新銀行設立」問題との力説せられて居るのが、金融トラスの資本主義的隱險政策である事に依つても判ると思ひます。

株主に株金を拂込ませない整理案が何處にある！

凡そ、休銀整理の第一策としては、貸借対照表に示すところの、銀行負債たる預金と銀行債權たる未拂込株式との對照が、たとへその額に於て相如くものでよいにしても、銀行の信用は、株式の未拂込金があればあるだけ萬一の預金支拂ひに差し支へた場合、その銀行を背負つて立つ株式からの拂込を以て之に充當すると云ふ、信用を賣つて居るのだから、休銀整理に際しては、當然其の株主に未拂込金の拂込みを覆行せしめなければ爲らない筈です。

然るに、問題の十五銀行の如きは、その拂込みをさせれば、株主華族が倒産すると云ふ事實を列擧して、かゝる拂ひ込みを強制することは出来ないなど云ふてゐるのは、もつての外の整理意見でせう。これまで拂込株式に對する一割二分の配當を受けて居た十五銀行の株主共が、如何なる事情があるにもせよ、その利得を吐き出して株金の拂込みをしなければならぬことは「益

するものは損する」損益負擔の公平から觀ても、極めて當然なことではなければなりません。にも拘らず、所謂休銀問題の整理意見として、株式未拂込金の拂込み履行請求が、少しも力説せられないのは何故でせうか？ 夫れは前にも言ふた通り、預金者の爲めの整理案では無いからなので

詐欺横領せる重役連の私財提供は當然

次に、休銀問題を惹起せしむるに至つたのは商法に規定せられた商法第七十七條、取締役が其任務を怠りたる時は、其取締役は會社に對して連帶して損害賠償の責に任ず、取締役が法令又は定款に反する行爲を爲したるときは株式總會の決議に依りたる場合と雖も其取締役は第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ずの、職務を有する取締役が、忠實なる會社財産の管理者として、その任務を全ふしないからである。又、監査役が文字通り商法第八十三條「監査役は取締役が株主總會に提出せんとする書類を調査し株主總會に其意見を報告することを要す」の監査に關する使命をつくさないからなのです。

更らにかゝる取締役及び監査役の無責任は刑法第二百四十七條「他人の爲め其事務を處理する

もの自己若しくは第三者の利益を圖り又は本人は損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲を爲し本人に財産上の損害を加へたるときは五年以下の罰金に處す」の背任罪に當るのでから會社の重役等がその私財を投げ出して預金者に謝罪するのは、あまりにも當然の事でありませうか？

しかも、この點についての休銀整理意見なるものも、亦、重役が誠意を披瀝してその私財を提供することを待つ、と云ふだけで本來彼等に誠意なきために起つた休銀問題なることを忘れて居るのは、あまりにも虫の良い預金者の欺瞞です。

預金切捨と新銀行の設立は不埒千萬

のみならず、所謂「預金の切捨」と「新銀行の設立」とを以て休銀整理の一案として居るのは、實に、休銀問題を意識的に惹起せしめた金融トラストの組織的な計畫だつたのだと知れたらどんなに人の良い預金者でも、もう黙つて居る譯には行きませぬ。

所謂、休銀問題が、どうして惹き起されたかと云ふことに就いて、最も悪辨を極めたものは十

今度大蔵次官の名で、各府縣知事及び一流銀行の各府縣支店長に宛て銀行合同促進方に關し、二十三日付を以て大蔵次官が各地方長官に對し左記の通牒を發したことです。

「銀行の合同促進方に關しては從來種々御配慮相煩し居り近年各地においてその實現するもの漸く多きを加へ來れるが最近に於ける財界の不況は一般銀行をしてその經營を困難ならしめ殊に本年春季において金融界未曾有の變動ありたる以來は小銀行及基礎の強固ならざる銀行に對する世人の信用はにわか到底下し、預金の移動その他の事情により小銀行の分立せること及不確實なる資産を擁して經營することの不適當なることを痛切に感知したる次第に有之、この機會に於て銀行の合同を一層十分に實現せしむると共に合同の際不良資産の整理をなさしめ、以て金融機關の整備充實を期せしむることは最も緊切の儀と存せらる。

政府においてもこの際一層積極的にこれが獎勵轉旋につとむる事とし、差當り各地に官を派遣して親しくその衝に當らしめ居候次第につき、貴官においても右趣旨御了知の上貴管下銀行中既に御配慮によりて各同計劃進行中のものは速かにこれが實現を期せしむると共に、諸種障害の爲め進行せざるものに對してはこの際萬障を排除して實現せしむることとし、また全く未着手のものに對してはなるべく進んで合同に参加せしむることに一層の御盡力相成、かつその合同の成立

につき十分御轉旋相煩わしたく、なほ從來やもすれば合同の機會において不良資産を十分消却整理せざりし爲め後日に累を残し、合同の業績思わしからざる實例も有之様見受けられ、右は甚だ遺憾の儀なるも銀行の合同は資産の整理にも好機會を與らるものなるにつき、合同の際はその形式方法の如何に不拘各参加銀行の資産の整理を嚴重に行はしむる様致度につき、右併せて御配慮と共に合同の経過及び状況等時々御報告相成度依命この段及通牒候也、追て本件は日本銀行及び日本勸業銀行に對しても盡力方法願致置候間これ等の銀行（最寄同行支店長等）とも御打合せの上聯絡を保たるを便宜と存じ候條御諒相成度、なほ合同の方法その他に關しては大正十三年七月二十六日藏第九二七五號通牒の趣旨を御參考に供され度申添え候」

と、ある通牒は、約十年前に立てられた、一流銀行が三四流銀行を併合するための一大方針に基くものであつて、從來の銀行破綻休業併合の實績に就いて見ても、かゝる併合の事例は極めて多いのです。没落の急坂を歩む資本主義末期の金融トラストが、いよ／＼その斷末魔的狂暴を逞うしつゝある今日、右の如き通牒の發せられたことに、所謂休銀問題の驚くべき計畫のあつた事が判かるでせう。

金融トラスト銀行併合の悪辣

そして、更らに、私の職務経験上見逃す事の出来ない所謂休銀の事例として、一流銀行が或る銀行を併合せんと殆する時には、必ずそれを破綻させると云ふことです。

それは、單に小銀行を大銀行が併合すると云ふだけのことなら、併合そのことに何等大銀行の直接利益するところがありません。又、小銀行の預金者も損害を蒙らないのです。けれども「征服」「併合」と云ふ事に伴ふ必然の惨忍さと陰險さは併合せらるゝ小銀行を倒す事によつて、何等かの直接的利益をたくらまずには居らないのです。

ここに於てか、大銀行が小銀行を併合しようとする時には、大體の併合内約を整へて置いて、その小銀行を破綻させて仕舞ひます。そして、小銀行が破綻した結果、憐むべき預金者を大銀行が救済して呉れなければ、小銀行破綻のまゝ殆んど預金の回収がつかないと云ふ絶望と混沌との中に陥れて置いて、前に併合の内約を整へてをいた大銀行が、小銀行預金者に預金の幾割かを切り捨てさせます。

斯くして、例へば、當初百萬元の預金を有して居た小銀行を、そのまゝ併合するとすれば當然

百萬元の債務を大銀行が引き繼がなければならぬものでも、小銀行の破綻に乗じて預金の五割を切り捨てさせて仕舞へば、五十萬元の出資を以て其の小銀行を併各し得る事が出来るのです。

かうした實例は、從來の小銀行破綻とその大銀行併合による整理に、數限りなくあるのであります。今度の所謂休銀問題も、亦、初めから震手問題其の他に關聯せる金融界の混亂情勢に乗じて銀行トラストが計畫した小銀行併合の陰險策だつた事を見逃がしては爲りません。

其の實證は、新銀行の設立によつて休業銀行を救済すると云ふのが、ブルジョア經濟學者と彼等金融資本家等の宣傳であります。所謂新銀行は決して現在の一流大銀行を離れて設立せられ得るものではありません。又、存在し得るものではありません。それは、所謂新銀行設立者乃至重役等の顔觸れを見ても判りませう。

預金切捨の新銀行設立に反對せよ！

果して、然らば所謂休銀問題に對して、預金者のとるべき徹底的の態度對策をどうすべきでせうか？

先づ、預金者は、新銀行の設立によつて、所謂整理救済せらるゝことよりも、むしろ、新銀行

を設立せむとする一流銀行のシンジケートが、初めから意識的組織的に、預金者の預金切り捨て——即ち、預金の譲りを計画したのである點に於て、これを呪ふべき當面の敵とすることに駭起しなければならぬと思ひます。そして現在の和議法がどうの、こうのと云ふ懸宣傳や、「明日の十圓より今日の一圓」と云ふやうな現生主義の煽動などに迷はさるゝことなく、事實上、銀行整理資産のある者からは、彼等の整理案に従はなくとも預金は取り戻せるものであり、又、ない者からはどんなに整理しても取れないので、結局、預金の切捨部分なるものは、切捨なくとも、取れないものからはとれないから、又、切捨れば、後に其の休業銀行が、大銀行の支店として盛大になつてもとれないのであるから、むしろ、彼等金融トラスト——支配者共の意識的組織的な陰險極まる目論見を成就せしめない意味に於て、あくまで彼等の憎むべき陰謀をあばきたてる事が第一だと考へます。

そして、彼等の悪謀を粉碎しなければなりません。それには、預金者諸君が、その預金切捨を承認さへしなければ、斷じて成り立たない新銀行であり、又、斷じて成就せられぬ銀行併合なのであるから、只々預金の幾分でもいゝから取りたいと云ふ意味に於て休銀整理對策を決するよりも、むしろ、資本主義固有の悪弊たる金錢萬能に人間生活の安心立命を置かうとした迷夢から覺醒し、彼等銀行當局に誠意がないか、能力がないか原因して起つた休銀の整理を、愚かしくも彼等の誠意と能力とに俟たんとするが如きことは、一切やめにする事です。

休銀整理問題の内容曝露と大衆運動

そして彼等が、資本主義の必然的野望たる金融トラストの形成を遂行せんがための銀行併合及至新銀行設立と云ふ陰險策に抗せんことを望んで止みません。それには預金者自らが大衆動員其他の戦術によつて、大衆的團結を作り、民法商刑法等の規定及び銀行法規等を以て、彼等休銀當局たる金融資本家を排斥し、我々の預金、我々の經濟は、我々自らの手で之を整理管掌する、と云ふ態度で邁進しなければならぬと考へます。

かくしてのみ、かゝる對金融資本家の戦によつてのみ、初めて預金者諸君は、奪ひ去られたもの、失はれたものを奪ひ返へすことが出来るであらう。

作金、ただとりの追拂ひに、ホクソ笑んで居る仕末です。そこにこそ借家の際に入れた敷金の残りがあつても、家賃が少し延滞すれば追放を要求して来る所以があるのです。

だが、私は、この際ハツキリと、家主階級に宣言しておきますが、それは、資本主義最高潮の搾取慾に荒れ狂ふ彼等の惨忍は、資本主義××必然の墓穴を掘るものだといふことです。彼等の不景氣に荒らされた、小市民借家人の家賃が滞つたといふ、権利金、雑作金のたゞとりを、ボロ儲けする追拂ひにホクソ笑んで居るやうだが、それは如何にもそのときは雑作、権利金をたゞ儲けしたことになるやうと、結局あとから来る人間がないまで一般小市民借家人が搾られつくしたといふとき空家を眺めて首をつらなければならぬことにならう。さもなければあくなき家主の搾取が保険金詐欺の放火をするといふのが家主の末路だらう。

解説が少し横路に入りましたが、昨今の不景氣に際してたゞさへ小商人の店の淋れて行くのに所謂御役人さん達の俸給一割減は必ず大きなひよきをたて、益々その小商店が淋させられるでしやう。而もそれがまた少し横路に入るやうではあるが大資本デパートの繁榮策であり、ときの政權を握つて居る者に縁故をつなぐ市場商人の繁榮策であることを考へる、と尙更、今日の小市民、借家人は彼等の惨虐を憤らずには居られぬでしやう。ことに貴方が、家賃三割値下ではとても

拂ひきれそうもないといはれる、家賃三割値下げ運動の正體をつきとめて行つて、その根本を洗つてみると、不景氣に苦しむ小市民借家人が事實上の家賃不納同盟をやつてゐるのに困りぬいた家主共は、訴訟を起したからとて急にはとれず、そこに考へついたので、家主の手先を承る府會議員やなんぞを道具に使つて、所謂、三割値下を叫び出させ、三割の家賃を値下して貰つた以上、七割の家賃は耳を揃へてソツクリこれを拂はせやうといふ算段なのです。だから家主の手先共に家賃の値下運動を依頼して値下には成功したが、滞り家賃を一度に拂へといはれて、逆に家主から家賃の催促をうけるのにめんくらつて居る借家人が澤山あります。こういう點からみても、家賃三割値下などといふ俄仕立借家人運動者のあてにならないことは餘りにも明白なのです。から、なんとか新しい家賃問題の對策を考へなければならぬことはアナタの質問の通りです。そこで一體どうすればよいか。

私は、出来ないものは出来ないと言ふより外の名案はないと考へます、また出来ないものは誰れが何といふても出来ないに相違ありません。たゞ問題は、その出来ない理由を家主に納得させるにはどう説明するかといふのが適當な對策であり、また穩健な戰術だと考へます。

「無いものをどうする——勝手にしろ」では、たゞさへ惨忍な家主をいらださせます。そこに私共

は一番適當な對策として、一番穩健な戰術として、家賃モラトリウムを主張したいのです。ない袖はふられぬといふ事實上の不拂は、事實上の不拂同盟であります。たゞ不拂同盟ではやはりなんとなく響が悪いのです。だが、家賃モラトリウム、即ち拂はないといふのではなくて、支拂ふ意思はある。たゞ支拂得るまでまつてもらひ度いといふことを主張するのです。誰人の記憶にも新たなる通り、家においたのでは、泥棒に合ひ火事で焼ける心配があるから銀行に預けて置き、何時でも必要なときには出してやる、幾分の利息をつけるとうまいことを言ふて預金させた大銀行さへ商賣具合が悪くて今すぐに拂ひ戻しが出来ない、拂へるまで——即ち銀行整理の出来るまで支拂を猶豫してくれといふのが銀行のモラトリウムです。

そして、それは、銀行業者のみの考へ出したことではなく政府、自らそのモラトリウムを考へ出し、法律さへこしらへてくれたのです。その位支拂義務は認めて居り、拂はなければならぬことは百萬遍聲明してみても事實今拂へない者には支拂へるまで、その支拂を猶豫することの當然を認めて居る政府としては必ず、借家人の家賃モラトリウムを認めてくれるでせう。なぜなら今日の借家人は初めから何時でも家賃が支拂へると云つて入つた借家ではありません。一月や二月の家賃が滞る事があるかも知れないといふて敷金を入れた借家人なのです。から商賣の都合で拂へ

ないといふ家賃を拂はないとは言はないが、拂へるまで待つてもらいたいといふ家賃モラトリウムの主張が當然許されなければならぬと考へます。

まちがつたものであるかといふことが、はつきり理解されるでせう。

夫れを濱口内閣の實行豫算立て直しに就て言ふと非常な英断を行つたと稱してゐる、九千萬圓捻出の順おくりな、事業の中止、及豫算の天引等々は、支出豫算の緊縮はあつても、民衆の血と膏とを搾り取る収入豫算に於て、彼等は果して一錢一厘でもの緊縮をしてありません。

資本主義の破綻をつくらうための緊縮

元來、すべての豫算といふものは、支出に何十何錢かの端數がつけばその収入にも何十何錢の端數がつくといふやうに、歳入歳出の收支をびつたり合せてつくるものです。

だから資本主義の没落期に際した必然の不景氣のために從來のやうに自然の増収を見つもつてあの事業からはいくら、この事業からはいくら」といふ歳出豫算を立て、もその財源に充てた、鐵道収入にせよ、煙草の益金にせよ、營業税の増収にせよ、収入はますます激減する一方で到底豫算収入の算盤にかゝらないのが今日の状態です。けれども、不景氣であればあるほど、支出はいよいよ多くなつて行きます。ここに於てか、彼等は、支出を減らして収入だけは從來以上にどしどし取り立てようとしします。ここにこそ彼等が所謂緊縮政策をデツチ上げて、この資本主義的

矛盾を一時でもつくりはむとしてゐるカラクリがあるです。

緊縮のかけにひそむ陰謀

このやうに見て来ると、濱口内閣の一枚看板とする緊縮政策なるものこそは、彼等資本家地主階級の餘命が、いかに短くなつてゐるかといふことを暗示するものだともいひ得ませう。

だが、私共無産者は、かう言つてすましてゐることが出来ません。何故ならば、彼等の緊縮政策は、私共民衆の利益幸福のためには出来るだけ金を使はないように各種の事業を中止して、無産大衆をば次から次へと失業地獄につき落とし、しかも私共民衆の懐からは、今まで以上に血と膏の納税を搾り上げ、これを彼等資本家地主階級の安定のために使用しようとする、にくむべき陰謀だからです。

果してしからば、私共無産大衆は、濱口内閣の緊縮政策に對していかなる態度をとるべきか？——それは私共がこゝに今喋々と述べたてるまでもなく、あまりに明かな曝露戰術の強調實行です。

濱口内閣の一枚看板「緊縮」

「緊縮政策」の一枚看板を高く掲げた濱口内閣は「緊縮」の本来本元井上蔵村の報知、朝日、國民新聞各講堂に於ける所謂街頭進出をはじめとし「ライオン首相」のラヂオ放送等々、まことに驚くべき熱心な宣傳ぶりを見せています。そして、いよいよ人事行政の陣營がとつたら、閣僚、政務官總出で緊縮宣傳の地方遊説に出かけると云ふことです。

だが私共無産者は、彼等から一體何を緊縮せよといふことを宣傳せられなければ爲らないのでせうか？

支出の緊縮にあらずして収入の緊縮

彼等は、従來の消費があまりに飽満すぎたからこれを緊縮しなければならぬと言ひます。そして、彼等の緊縮政策を誇る實行豫算編成替へに言ふ、何々の事業は中止しろ何々の計畫は半額でやれ、の支出節約は、マコトにその一例です。

だから、全然緊縮の餘地のない従來現在其の日其の月其の年の全収入を以て其の日其の月其の

年の生活を支へる事のヤツト一ぱい一ぱいの無産者には、飽満しきつた消費を節約しろと云ふ緊縮政策は、恐るべき収入の減少に爲つて現れます。

何故なら、消費の節約……それは生産を節約する事に依りて其の生活……即ち、生産を縮むる以外の何ものでもないからです。

無産者に緊縮はありえない

之を判り易く言へば、ある者が使はずにして幾分でもの使ひのこりを貯蓄して行くといふこととなら、所謂緊縮の意味もあり得ませう。タトへば従來借金してまで収入以上の生活をしてゐた者が、その収入だけで借金なしに一ぱい一ぱいの生活をして行くといふことなら、そこにも緊縮の意義もあり得ませう。言ひかへれば、幾分でもその生活に餘裕のある者にのみ緊縮といふことがあり得るのです。

夫れ故に一ぱい一ぱいの生活すらも出来ない無産者にとつては、そして自分等の生活を維持する爲に一圓の金をも借りることの出来ない無産者にとつては緊縮といふ言葉そのものすらが、憎悪と憤怒以外の何ものでもありません。

無産者の生命を縮める搾取政策

だから私共無産者に對する緊縮宣傳は、収入の減少に泣き寝入りしろといふことです。と同時に賃金の値下げと失業とに奴隷の如く服従しろといふ以外の何ものでもありません。

故に私は一般の無産大衆に訴へます。

私共無産者は、自分の生命を亡ぼすこと以外に、果して何の緊縮が有り得るかを。そして彼等の緊縮政策なるものは、かくして、畢竟私共無産大衆の生命を縮める、惨酷な搾取政策にほかならない事を。

何事も考慮せぬ「考慮」

一體所謂緊縮政策によつて失業者が益々續出するであらうことは、あまりにも見えすいた不景氣裡の社會問題でなければなりません。

それ故に、緊縮政策一點ばりの濱口内閣はやりかけた事業の中止、やりはじめない事業のくり延べ等々による失業者の製造にうき身をやつしてをりながらも、失業者救済のためには、必ずし

も緊縮政策一點張りの事業くりのべや起債の制限などをせず、道路事業や又それに必要な起債は考慮するつもりだと言つてゐます。

けれども、田中「おらが首相」は、何かを進言する者があると、きまつて「それもいゝのう」と言つたと傳へられました。濱口「ライオン首相」は、口ぐせのやうに「その點は考慮する」と言ふことを傳へます。「おらが首相」田中義一が、「それもいゝのう」と言つたことを必ずよいとして實行しなかつたのと同様、「ライオン首相濱口雄幸」も亦「それは考慮する」と言つたところ、決して何事も考慮しはしないでせう。又假りに考慮したところで、資本家地主階級に都合が悪くて労働者農民の利益になるやうなことを、彼等が實行する筈は斷じてあり得ません。

緊縮政策は誰を相手にしてゐるか

それにしても、彼等は、目の前に見る激増につぐ激増の失業群を、雀の涙ほどの所謂救済事業で救済し得ると思つてゐるのでせうか。だか、どんなに重大な、無産大衆死活の問題をもちいかげんな「考慮」や「聲明」でごまかしてゐる彼等でも、緊縮政策の結果として激増する失業問題ばかりは、まさかそんなことで解決し得ると思つてゐないでせう。

果してしからは、緊縮政策実行の結果として激増する失業群を、彼等は一體どう見てゐるのでせうか。

私は思ふ。……彼等は、矢張り、彼等の緊縮政策で、生活を立て直し得る人間……言ひ換へれば、今迄、多少でも消費し飽満し過ぎた者……のみを相手に政治をしてゐるもので、緊縮政策の結果失業したり、タトヒ失業しなくても食つて行けなくなるやうなものは、どうなつてもいゝ又さういふ者たちはどうせ意氣地のないものでおつぱり出でてかまはない。そうした意氣地なし共は抛つておいても何事も出来はしない……と思つてゐるにちがひありません。

眠れる無産者があればこそ

實を言へば、そうした不都合な考へ方をして居るものは、ひとり彼等資本家地主階級にばかりある考へ方ではないのです。

何の缺點もないのに識首されたことを悲しむ労働者や失業者が、稼ぐに追いつく貧乏なしのおしへにだまされて、年から年中働いて、稼いでも稼いでも食へないことに自分の稼ぎの足りなさを歎いてあきらめてゐる農民……資本主義のからくりが、稼ぐ者ほど多く搾られるやうに出来て

をり、稼がないから貧乏するのではなく、稼げば稼ぐほど貧乏させられるやうになつてゐるのであることを、知らない無産者が少くないのです。

だからこそ、彼等は、緊縮政策の結果として激増するであらう失業群にタカをくもり、その中の幾部分かを救済することによつて、大部への者が飢ゑてるても、それは救済しない者の罪ではなくて、救済されない者の不運としてあきらめさせようといふのです。そこにこそ緊縮政策だの思想善導だのといふ彼等のこまかしがあるのです。

だから、卒直に彼等の緊縮政策と失業問題の關係を批判すると、私共無産者から仕事と食とを×つておきながら、餓死するのは餓死する者の勝手だといふ彼等の暴虐さ、しかも白々しい彼等の欺瞞政策、私共はどうしてこれを許しておくことができませうか。

すべての食と仕事を解放せよ

故に、私は、再び言ひます。彼等は一體何のために緊縮しようといふのでせう？ 何のために仕事を中止したりくりのべたりしようといふのでせう。

あらゆる事業は、河川の改修にせよ、道路の開通にせよ水利の整理にせよ、乃至は住宅の經營

にせよ、民衆のためになる仕事はすべてこれを無産大衆のために解放すべしであります。にもか
ゝはらず、今その仕事を目論んだのでは資本家地主階級がもうからないから中止する、くりのべ
るといふのが彼等の所謂緊縮なのです。

だが、それこそは、無産大衆の生命を縮めるものではないか。それこそは無産大衆から、彼等
の儲らないといふ理由を以て、食と仕事を奪ふことではないか。

すべての事業を解放しろ、一切の食と仕事を解放しろ——この叫びを高く叫んで膨大なる失業
群が、労働者農民無産大衆が××××××××、その時にのみ、失業問題ははじめて真に解決せら
れるであります。而してそれ以外にはいかなる解決の道もありえないのです。

590
223

昭和四年十一月十七日 印刷
昭和四年十一月廿五日 發行

【定價金四拾錢】

版權
所有

著者 布施辰治

發行者 東京市牛込區山吹町八番地 藤岡淳吉

印刷者 東京市麹町區有樂町一丁目四番地 早瀬三男

發行所

東京市牛込區山吹町八番地
發售東京七五二七九番

共生閣

